# 文京区国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画 (案)について

第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の計画期間満了に伴い、次期計画を策定するに当たり、11月にとりまとめた素案を基に計画案を作成したため、報告する。

### 1 データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について

- (1) 概要
  - データヘルス計画

特定健康診査結果やレセプト情報等の健康・医療情報の分析結果から国民健康保険被保険者の健康課題を把握した上で、課題解決に向けた取組目標と実施する保健事業を定めた計画

○ 特定健康診査等実施計画 特定健康診査・特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的な事項について定めた計 画

#### (2) 主な項目

- ① 現状の整理、健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題
- ② 第2期データヘルス計画
  - 主な課題の整理と対策の方向性
  - 保健事業の内容及び評価指標
- ③ 第4期特定健康診查等実施計画
  - 達成しようとする目標
  - 特定健康診査・特定保健指導の実施方法
- ④ 計画の進行管理等について

#### (3) 素案からの主な変更点

- ① 地区別分析の追加
- ② コラムの追加
- ③ 計画全体の評価指標について、「悪性新生物(がん)の早期発見・早期治療」に係る評価指標の見直し
- ④ 保健事業(事業番号2、3、4、9)の評価指標の追加、見直し
- ⑤ 特定健康診査・特定保健指導実施結果の令和4年度確定値に基づく目標値等の見直し

# 2 検討状況について

(1) 検討体制

以下の3つの会議体にて検討を行った。

- ① 特定健康診査等実施計画等策定委員会 (関係部課長で構成)
- ② 特定健康診査等実施計画等調査検討部会(実務担当者で構成)
- ③ 特定健康診査等実施計画等策定委員会検討協議会(学識経験者、保健・医療関係者、関係団体等構成者、被保険者等で構成)

#### (2) 経緯等

令和5年4月~8月 健康・医療情報の分析、現行計画の評価及び次期計画構成検討

9月~10月 計画素案の検討

11月 計画素案を11月定例議会報告

12月~令和6年1月 パブリックコメントの実施(意見数 0件)、計画案の検討

2月 計画案を2月定例議会報告

3月 策定

文京区国民健康保険 第2期データヘルス計画 第 4 期特定健康診査等実施計画 (令和6年度~11年度) (案)

令和6年3月



文京区 😭



# 目次

第1章	計画の策定に当たって	. 2
1.	基本的事項	. 2
1	-1. 計画策定の背景と目的	3
1	-2. 計画の位置付け	4
1	-3. 計画の期間	4
1	-4. 実施体制·関係者連携	4
2.	現状の整理	. 5
2	-1. 文京区国民健康保険の現状	5
2	-2. 前期計画に係る考察	9
3.	健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題等	18
第2章	第2期データヘルス計画	44
1.	主な課題の整理と対策の方向性	44
1	-1. 課題と対策の方向性及び優先的に取り組む対策	44
1	-2.計画全体の目標に係る評価の定義等	
2.	保健事業の内容及び評価指標	46
第3章	第4期特定健康診査等実施計画	57
1.	特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病	
2.	特定健康診査及び特定保健指導の実施状況	
3.	達成しようとする目標	60
	-1.目標の設定	
3.	-2.特定健康診査及び特定保健指導の目標値	
4.	特定健康診査及び特定保健指導の実施方法	
4	-1. 特定健康診査	61
	-2.特定保健指導	
5.	その他	63
第4章	計画の進行管理等について	66
1.	計画の評価・見直し	66
2.	計画の公表・周知	
3.	個人情報の取扱い及び守秘義務規定の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.	地域包括ケアに係る取組	67
<b>华</b> 本次	44	-

# 第1章

# 計画の策定に当たって

# 第1章 計画の策定に当たって

### 1. 基本的事項

わが国では少子高齢化が進む中で、偏った食事や運動不足、喫煙、ストレスなどが原因で引き起こされるといわれる生活習慣病が増加しており、社会環境の変化に伴って疾病構造の変化が進んでいます。

こうした状況において、国民一人ひとりが「長く健康で暮らす」ことの重要性が増しています。「健康」は国民一人ひとりが肉体的・精神的にも調和をとって生活していくために必要不可欠なものです。

文京区では、平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、本計画に基づいて特定健康診査及び特定保健指導を実施してきました。

また、平成30年3月には、健康・医療情報を活用し、効果的かつ効率的に保健事業を実施するため、 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号) に基づき、データヘルス計画を策定することとしました。

策定に当たっては、「第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」として二つの計画を一体的に策定することとし、両計画に基づき各種保健事業の実施に取り組んできました。

そのような中、政府の基本方針として、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」において、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、令和4年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展に当たり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI(重要業績評価指標)の設定を推進する。」と示されたところです。

このように、全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、更に効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取組や評価指標の設定が推進されています。

ここで言う標準化とは、地域の健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを 共通化することを指します。標準化を進めることで、特定健康診査受診率向上や生活習慣病重症化予 防など都道府県や地域によらず重要な施策が共通している状況にあって、施策立案、運営及び評価の効 率化を図ることができるとともに、他保険者との比較が容易になることで、客観的な状況把握や好事例の共 有などが可能となります。

こうした流れを受け、「第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」が令和5年度で計画期間満了となることから、両計画の評価結果を踏まえながら、特定健康診査及び特定保健指導の結果や、健康・医療情報について分析を行い、令和6年度から11年度までを計画期間とする「第2期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」の策定を行いました。

被保険者の健康寿命の延伸や QOL の向上、医療費適正化等の課題解決に向けた取組が保険者に 求められる中、文京区においても、データヘルスの考え方に基づき保健事業を展開し、被保険者の健康の 保持増進と医療費の適正化に努めていきます。

#### 1-1. 計画策定の背景と目的

今回策定する2つの計画は、文京区国民健康保険の被保険者を対象とした計画ですが、それぞれ根拠となる法令や対象年齢が異なります(下表参照)。

しかし、これらをより実効性のある計画にするため、前期計画に引き続き、保健事業全般を対象とするデータヘルス計画と、保健事業の中核である特定健康診査及び特定保健指導を対象とする特定健康診査等実施計画を、章立てした形で一体的に策定しました。

計画名	根拠法令等	対象年齢
データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	0~74 歳
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律	40~74 歳

健康・医療情報の分析に当たっては、主に国保データベースシステム(以下「KDB」という。)のデータを使用し、経年比較や他自治体平均等との比較を行い、健康課題をより明確にすることに努めました。

## (1) データヘルス計画

政府が発表した「日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」では、「国民の健康寿命の延伸」を重要な柱として掲げ、「予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり」として、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」ことを掲げました。

こうした背景を踏まえ、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部が改正され、各保険者は、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画(データヘルス計画)を策定した上で、取り組むことが期待されています。

そこで文京区では、これまで実施してきた保健事業の取組を活かしながら、より効果的・効率的な保健事業を推進していくために、データヘルス計画(第 1 期計画期間:平成 30 年度~令和 5 年度)を策定しました。

本計画は、特定健康診査結果やレセプト情報等の健康・医療情報の分析結果から被保険者の健康 課題を把握した上で、課題解決に向けた取組目標と実施する保健事業を示すものとします。

#### (2) 特定健康診査等実施計画

平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し、平成 20 年 4 月には、この改革の大きな柱の一つである、高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、各保険者に対して、40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

文京区においても、平成 20 年 3 月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的事項について定めた文京区特定健康診査等実施計画(第 1 期計画期間:平成 20 年度~24 年度、第 2 期計画期間:平成 25 年度~29 年度、第 3 期計画期間:平成 30 年度~令和 5 年度)を策定し、生活習慣病対策に取り組んできたところです。

第3期計画期間満了に伴い、第3期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第4期計画を策定しました。

#### 1-2. 計画の位置付け

データヘルス計画は、国民健康保険法第82条第4項及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に、特定健康診査等実施計画は高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項及び特定健康診査等基本指針に基づき、文京区において定めています。

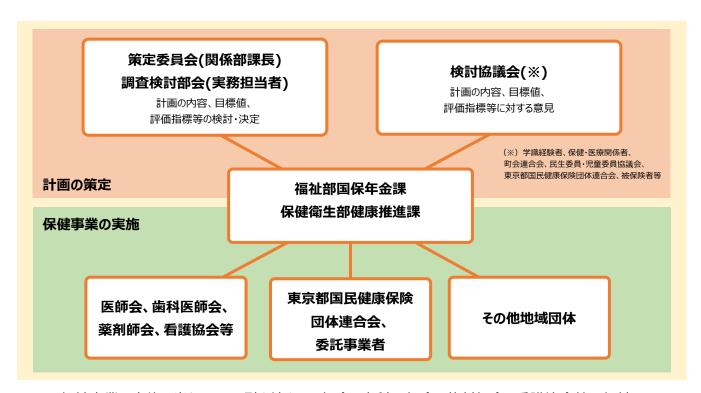
また、両計画は、東京都医療費適正化計画及び文京区の保健医療計画、高齢者・介護保険事業 計画等の関連計画と調和・整合を図り作成しています。

#### 1-3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度~11年度の6年間とします。 また、策定後は、令和8年度に中間評価を実施し、分析結果等に応じて見直しを行います。

#### 1-4. 実施体制·関係者連携

両計画に基づき、より効果的・効率的に保健事業が実施できるよう、計画策定に当たっては学識経験者、保健・医療関係者、関係団体等の構成者、被保険者等で構成する文京区特定健康診査等実施計画等検討協議会に意見を聴きながら、庁内関係者で組織する文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会及び同調査検討部会において検討を行いました。



保健事業の実施に当たっては、引き続き、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の保健・医療関係団体、東京都国民健康保険団体連合会、委託事業者、町会や民生委員・児童委員をはじめとした関係機関等と連携・協力し、進めていきます。

後期高齢者医療制度の被保険者は、本計画の対象外となりますが、糖尿病性腎症重症化予防事業など後期高齢者医療制度で実施する保健事業とも連携を図ることで、切れ目のない保健事業の展開を目指します。

また、保険者として地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みます。

## 2. 現状の整理

本項では、区の人口や被保険者数、連携先となる地域関係機関等の基本情報に加え、加入状況(構成割合、推移等)等の保険者の特性について記載し、現状を整理します。

#### 2-1. 文京区国民健康保険の現状

# (1) 区の人口と国保加入者数

		全体	%	男性	%	女性	%
人口		226,332	100	107,576	47.5	118,756	52.5
国保加入者(人)合計		40,328	100	18,833	46.7	21,495	53.3
	0~39 歳	15,017	37.2	7,798	19.3	7,219	17.9
	40~64 歳	13,821	34.3	6,378	15.8	7,443	18.5
	65~74 歳	11,490	28.5	4,657	11.6	6,833	16.9
	平均年齢	47.26 歳		45.27 歳		49.00 歳	

出典: KDB\_S21\_006\_被保険者構成【令和 4 年度】

政府統計の総合窓口(e-Stat)

#### (2) 地域の関係機関

	<del>-</del>		
連携先	連携内容		
/口/钟 医液眼/医闭头	特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、その		
保健·医療関係団体	他保健事業の実施に関し連携を図る。		
東京都国民健康保険団体連合会	特定健康診査、特定保健指導等のデータ等に関して連携する。		
国民健康保険中央会			
東京都後期高齢者医療広域連合	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において連携する。		
その他地域団体	各種保健事業の実施及び周知・啓発活動において連携する。		

- ※ 東京都国民健康保険団体連合会:国民健康保険法第83条に基づき、東京都の保険者(区市町村・国民健康保険組合)が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された公法人です。診療報酬等の審査支払事業、保険者事務共同処理事業等様々な事業を実施しています。
- ※ 国民健康保険中央会:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき各都道府県の国民健康保険団体連合会を 会員として組織され、内閣府から公益認定を受けた公益社団法人です。国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業 等の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。
- ※ 東京都後期高齢者医療広域連合:後期高齢者医療制度(75歳以上の高齢者及び65歳から74歳までの一定の障害を 有する方を対象とする医療保険制度)を運営する特別地方公共団体で、都内全ての区市町村で構成されています。

#### (3) 保険者の特性

#### ○被保険者の推移



出典: KDB\_S21\_006\_被保険者構成【平成30年度~令和4年度】 政府統計の総合窓口(e-Stat)

経年でみると人口は増加傾向にありますが、被保険者数及び加入割合は減少傾向にあります。

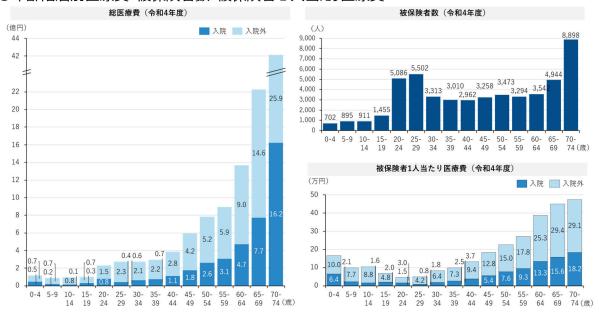
#### 〇年齢別被保険者構成割合



出典: KDB\_S21\_006\_被保険者構成【平成 30 年度·令和 4 年度】

平成 30 年度と令和 4 年度の年齢別被保険者構成割合を比べると、男性 25-29 歳と 55-59 歳、女性 70-74 歳を除き、いずれも減少しています。

#### ○年齢階層別医療費・被保険者数・被保険者1人当たり医療費



出典: KDB S29 002 健康スコアリング(医療)【令和4年度】

年齢階層別の総医療費は、60歳以上が多くを占めています。被保険者 1 人当たり医療費は、20-24歳が最も低く、以降は増加傾向にあります。特に 60歳以降の増加が大きく、70-74歳は 47.3 万円となっています。

- ※総医療費、被保険者 1 人当たり医療費に療養費は含まれません(P.8(5)についても同じ)。
- ※療養費とは、やむを得ない事情で保険医療機関にて保険診療を受けることができず、自費で受診したときなど、 被保険者が負担した療養の費用について、後で現金給付を行う制度です。

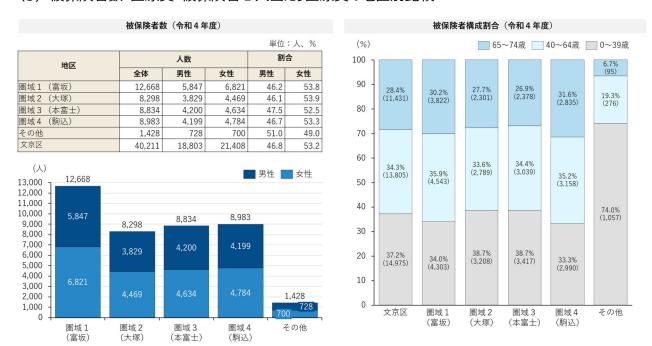
#### (4) 加入者の性・年代別構成割合の比較(文京区・東京都・全国)



出典: 政府統計 e-Stat, 区別年齢階級別人口 各年度 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口

令和 4 年度人口は、226,332 人で高齢化率は 19.3% となっており、都(22.8%)、全国(28.5%) と比較して低くなっていますが、令和 2 年度から増加傾向になっています。

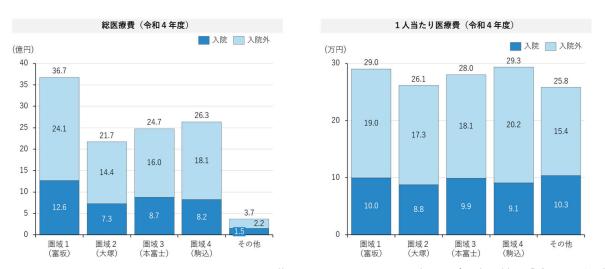
# (5) 被保険者数・医療費・被保険者1人当たり医療費の地区別比較



出典: sucovaca P01 生活習慣病の状況【令和4年度】

地区別でみると圏域 1 (富坂) の被保険者が多く、高齢化率は圏域 4 (駒込) が最も高くなっています。

※人口・被保険者の集計は、KDB は令和 4 年 3 月 1 日時点、sucoyaca は令和 4 年度末日時点で集計しているため、出典元によって人数が異なります。



出典: sucoyaca P01 生活習慣病の状況【令和4年度】

総医療費は、被保険者数が最も多い圏域 1 (富坂) が高くなっていますが、1 人当たり医療費では圏域 4 (駒込) が最も高くなっています。

※地区別の分析に用いている圏域の地区割は下記の通りです。

圈域 1(富坂):後楽 1~2 丁目/春日 1~2 丁目/小石川 1~5 丁目/白山 1~5 丁目/千石 1~4 丁目/大塚 3~4 丁目 圈域 2(大塚):水道 1~2 丁目/小日向 1~4 丁目/大塚 1~2,5~6 丁目/関口 1~3 丁目/目白台 1~3 丁目/音羽 1~2 丁目 圈域 3(本富士):本郷 1~7 丁目/湯島 1~4 丁目/西片 1~2 丁目/向丘 1 丁目/弥生 1~2 丁目/根津 1~2 丁目 圈域 4(駒込):向丘 2 丁目/千駄木 1~5 丁目/本駒込 1~6 丁目

その他:文京区国民健康保険被保険者のうち、住所地特例等で住所登録が文京区にない被保険者を集計。

# 2-2. 前期計画に係る考察

本項では、これまで実施してきた保健事業の概要とその評価 (アウトプット・アウトカムベースでの達成状況) 等を基に振り返り、考察します。

# (1) 前期計画における優先的に取り組む各対策における指標及び取組一覧

指標·取組	分類
① 特定健康診査受診率の向上	
1-1 特定健康診査受診率 (特定健康診査等実施計画共通)	アウトカム指標
対象者の特性に応じた受診勧奨	取組
1-1 特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨ハガキの送付回数	
特定健康診査の未受診者に対する受診勧奨ハガキの送付効果	アウトプット指標
1-2 健康意識と特定健康診査受診(未受診)理由に関するアンケート調査の実施	
人間ドック結果の収集	取組
1-3 特定健康診査受診率に占める人間ドック等のみなし健診結果の割合	アウトプット指標
受診しやすい環境の整備	取組
1-4 受診しやすい環境の整備	アウトプット指標
特定健康診査のPR	取組
1-5 前年度まで健診を受診しておらず、当該年度に初めて健診を受診した人の割合	アウトプット指標
受診者に対する健康への意識づけ	取組
1-6 健康意識の向上や行動へつながる、より効果的な情報提供の実施	アウトプット指標
シ 生活習慣病の軽度リスク者対策	
2-1 特定保健指導対象者割合の減少	
2-2 血糖・血圧・脂質検査値いずれかの基準値超該当者の割合	
2-3 医療機関への受診勧奨対象者の割合(特定健康診査受診者全体に占める割合)	
2-4 医療機関への受診勧奨対象者が医療機関に受診した割合	アウトカム指標
(特定健康診査受診者全体に占める割合)	
2-5 非肥満で高血糖の方の割合	
特定保健指導実施体制の改善	取組
2-1 特定保健指導実施率の向上 (特定健康診査等実施計画共通)	アウトプット指標
健康状態に応じた支援	取組
2-2 保健指導対象外の方への個別の受診勧奨・情報提供	アウトプット指標
)糖尿病性腎症重症化予防	
3-1 月平均の人工透析患者数	アウトカム指標
糖尿病性腎症重症化予防	取組
3-1 受診勧奨対象者の受療者数	
保健指導参加者数	   アウトプット指標
保健指導終了率	
)医療費適正化対策	·
4-1 加入者1人当たり医療費	
4-2 ジェネリック医薬品数量シェア	アウトカム指標
4-3 ジェネリック医薬品への月平均切替人数の割合	
ジェネリック医薬品の利用促進	取組
4-1 基準該当者に対するジェネリック医薬品差額通知の送付回数及び効果	
4-2 ジェネリック医薬品利用促進のための P R	アウトブット指標
医療費通知	取組
4-3 医療費通知の送付回数	アウトプット指標
重複・頻回受診が疑われる方へのサポート	取組
4-4 重複・頻回受診に関する理解の促進	アウトプット指標
重複服薬が疑われる方への残薬調整	取組
4-5 重複服薬に関する理解の促進	アウトプット指標

# (2) 前期計画の保健事業の内容及び最終評価

#### ① 特定健康診査受診率の向上

	特定健康診査受診率(特定健康診査等実施計画共通)							
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
アウトカム	目標値	47.5%	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0%	
1-1	実績値	44.8%	44.9%	39.8%	43.0%	43.5%	_	
	測定方法	特定健診·特定	特定健診・特定保健指導実施結果総括表の「健診受診率」より					

取組	対象者の特別	性に応じた受診勧	奨					
	年齢層や連続未受診者、不定期受診者など、対象者の特性や受診状況に合わせた受診勧奨ハガキ							
概要	す。過去の特定健康診査の受診状況に応じて受診勧奨の方法をきめ細かく変更する等、効果的な受診勧奨を推進							
	し、受診を継続することで継続的な健康管理を行ってもらえるような取組を行います。							
対象年齢	40~74 歳							
対象者	ある時点にお	いて未受診の方						
	特定健康診	査の未受診者に対	対する受診勧奨ノ	(ガキの送付回数				
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	目標値			年10				
評価指標	実績値	1 🛭	1 回	1 🗆	1 🛭	1 🛭	1 🛭	
アウトプット	測定方法	特定健康診査の	の未受診者に対す	る受診勧奨ハガ:	‡の送付回数			
1-1	特定健康診	査の未受診者に対	対する受診勧奨ノ	(ガキの送付効果	*			
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	目標値	_	_	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	実績値	47.8%	41.4%	10.1%	15.5%	12.8%	_	
	測定方法	送付したことによ	り受診につながった	た件数・割合				
	健康意識と特定健康診査受診(未受診)理由に関するアンケート調査の実施※							
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
アウトプット	目標値	_	_	1 🗇	_	_	1 回	
1-2	実績値	_	_	1 🗇	1 🗇	1 🗇	1 🗇	
	測定方法 健康意識と特定健康診査受診(未受診)理由に関するアンケートの実施回数							
老窓	<u>I</u>	<u>I</u>						

#### 考察

新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度は 5 ポイント程度受診率が低下しましたが、現在はコロナ禍以前の水準に戻りつつあります。

令和元年度までは、当該年度の健診対象者のうち、9 月時点の健診未受診者に勧奨ハガキを送付していましたが、令和 2 年度から、連続未受診者に対して受診を促すねらいから、当該年度未受診かつ前年度未受診者に対し、勧奨ハガキを送付しています。

勧奨対象の変更により数値のとりかたが変わったため、「ハガキを送付したことにより受診につながった割合」は大幅に減少しております。

また、勧奨ハガキに血管年齢測定会の案内を記載してイベントを実施することで、連続未受診者に健康意識を高める機会を設け、健診受診率の向上を図るとともに、血管年齢測定会で未受診理由に関するアンケートを実施して、被保険者のニーズの収集を行いました。今後も重点的に働きかけるべき対象者の検討等、より効果的に受診勧奨が行えるよう事業内容を精査し、実施していきます。

※令和2年度から目標値を設定

取組	人間ドック結	果の収集						
	特定健康	特定健康診査を受診せずに人間ドックや事業主健診を普段利用する方に対して、人間ドック等の結果の郵送を促						
概要	します。							
100女	特定健康	診査の受診率の向	可上及び特定保保	建指導の実施につ	なげ、自主的に優	健康管理をされてし	る方のさらなる	
	健康意識の	健康意識の醸成を図ります。						
対象年齢	40~74 歳							
対象者	特定健康診査を受診せずに、人間ドック又は事業主健診を利用した者							
	特定健康診査受診率に占める人間ドック等のみなし健診結果の割合							
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
アウトプット	目標値※	0.59%	0.70%	0.80%	1.00%	1.00%	1.00%	
1-3	実績値	0.74%	0.48%	0.47%	0.41%	0.30%	_	
	測定方法	人間ドック等の絡	吉果送付者数/物	寺定健康診査受	診者数			

#### 考察

平成 30 年度を除き、アウトプットの目標は未達成となっています。提出数が横ばいからやや減少傾向にあるほか、提出を受けても記入漏れがあるなど実績に反映できない内容も見受けられるため、分かりやすい記入説明をつけるなどの工夫が必要です。

また、潜在的な人間ドック等受診者を把握するため、関係機関との連携等、効果的な周知・啓発方法について検討し、健診結果の送付の協力を促していきます。

令和3年度からは実績率向上の取組として、人間ドックや勤務先の健康診断等を受けた方へ啓発事業での周知のほか、健診結果の情報提供を手軽に行えるよう、電子申請を導入しました。

今後も、必要に応じて現行の実施体制・方法の見直しを行い、他区の状況等を参考に実施手法の検討を図ります。

※計画策定時の目標値設定において、「人間ドック等の結果送付者数」に受診券自体の返送等、有効でない件数も含まれていたため、中間評価の見直し時に、目標値を再設定いたしました。

取組	受診しやすい環境の整備
概要	<ul><li>1. 特定健康診査の利用しやすさの向上 夜間・休日に受診可能な医療機関や、近隣の受診しやすい医療機関をより調べやすい取組を検討します。</li><li>2. がん検診と連動した受診率の向上 各種がん検診と同時に特定健康診査を受診できる医療機関をより分かりやすく情報提供し、利便性を向上させま</li></ul>
対象年齢	す。 40~74 歳
対象者	特定健康診査対象者全員
評価指標	受診しやすい環境の整備
アウトプット	成果及び評価
1-4	「文京区健康診査のご案内」中、指定医療機関一覧表において土日に受診可能な医療機関を掲載するとともに、 特定健康診査と同時に受診可能ながん検診等も案内を行いました。

#### 考察

血管年齢測定会で実施したアンケート結果(令和 4 年度実施)によると、特定健康診査が土日でも受診ができることを知っているかの質問に対して、約 52%の方が知らないと回答しました。多くの特定健康診査対象者の方に土日も受診が可能であることを、啓発事業や受診勧奨チラシ等の配布機会を利用し、広く周知を行っていきます。

取組	特定健康診	査の PR					
		な PR 方法の検討		NU 2 DD + + P	651−1°1 . +-+		
概要		野性などを考慮し、 関策をの連携	区のイベント寺にる	おける PR を効果は	りに行いまり。		
		関等との連携 5会等の関係団体	に周知の協力を	休頼し、効果的に	PR を行います。		
対象年齢	40~74 歳			DARON MARINE	11(61)0.0098		
対象者	特定健康診査対象者全員						
	前年度まで修	建診を受診しており	らず、当該年度に	初めて健診を受認	<b>参した人の割合</b>		
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	14.0%	13.0%	12.0%	10.0%	10.0%	10.0%
1-5	実績値	12.2%	11.5%	12.0%	12.8%	12.6%	_
測定方法 KDB(地域の全体像の把握)の「初回受診者」より							

#### 考察

アウトプットの目標は、平成 30 年度から令和 2 年度までは達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により受診控えが起こったことにより、その反動で令和 3、4 年度ともに初回受診者が増え、令和 3 年度以降は未達成となっています。

※効果的な PR による継続受診の増加を目的としており、継続受診者の増加は相対的な初回受診者の減少につながるため、実績が目標値を下回ることで目標達成となります。

健康意識の向上を促す効果的な PR について引き続き取り組むほか、SNS や庁舎内デジタルサイネージの活用等、紙媒体以外での PR 活動や、他区の取り組みなども確認しながら導入を検討し、特定健康診査の継続的な受診率の向上を目指します。

取組	受診者に対する健康への意識づけ							
	疾病リスクとの関係や健診の意味に関する分かりやすい情報提供、健康意識の高まっている状況での意識づけな							
+RII 285	ど、より効果的な情報提供を行います。							
	概要 具体的には、特定健康診査受診券の発送に併せて特定健康診査を分かりやすく説明した啓発用パンフレッ							
	封し、疾病リスクとの関係や健診の内容に関する分かりやすい情報提供に努めます。							
対象年齢	40~74 歳							
対象者	特定健康診査受診者							
	健康意識の向上や行動へつながる、より効果的な情報提供の実施							
評価指標	成果及び評価							
アウトプット	受診券に過去3年の健診結果を表示することで、受診者の継続的受診への動機づけを図るとともに、併せて健診							
1-6	結果と疾病リスクの関係性を解説したパンフレットを同封し、健康意識の向上を図りました。							
	また、「文の京フレイル予防プロジェクト」(福祉部高齢福祉課において実施)や糖尿病が重症化することによるリス							
	クについてもパンフレット内で周知しました。							

#### 考察

健診受診者が、各々の健診結果に基づいて、健康意識の向上や生活習慣の改善等、具体的行動につながるような情報提供を 継続して行っていく必要があります。

指定医療機関と協力し、健診結果の内容について分かりやすい情報提供と、疾病リスクとの関係の説明を行うとともに、特定健康 診査の受診券送付時に同封する案内冊子や啓発パンフレットを見直し、対象者の健康意識の向上を促していきます。

# ② 生活習慣病の軽度リスク者対策

2 工冶自1		リヘン日刈水							
	特定保健指導対象者割合の減少								
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
アウトカム	目標値	9.8%	9.7%以下	9.7%以下	9.7%以下	9.7%以下	9.7%以下		
2-1	実績値	10.7%	10.1%	10.0%	10.1%	9.9%	_		
	測定方法	特定健診・特定	保健指導実施結果	<b>果総括表における、</b>	「特定保健指導の	対象者数」/「評例	価対象者数」		
	血糖・血圧・	脂質検査値いず	れかの基準値超記	亥当者の割合					
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
評価指標 アウトカム	目標値	24.6%	24.4%	24.2%	23.5%	23.5%	23.5%		
2-2	実績値	25.8%	25.5%	27.2%	26.0%	26.1%	_		
	測定方法		全体像の把握)の 質」「血糖・血圧・		血糖」「血圧」「別 )	- 指質」「血糖・血圧	E」「血糖・脂		
	医療機関への受診勧奨対象者の割合(特定健康診査受診者全体に占める割合)								
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
アウトカム	目標値	52.2%	52.0%	51.8%	51.0%	51.0%	51.0%		
2-3	実績値	53.6%	53.1%	54.8%	54.0%	50.6%	_		
	測定方法 KDB(地域の全体像の把握)の「受診勧奨者率」より								
	医療機関への受診勧奨対象者が医療機関に受診した割合 (特定健康診査受診者全体に占める割合)								
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
アウトカム	目標値	49.7%	49.9%	50.1%	51.0%	51.0%	51.0%		
2-4	実績値	50.8%	50.3%	51.4%	51.0%	47.9%	_		
	測定方法	KDB(地域のá	全体像の把握)の	)「受診勧奨者医	療機関受診率」よ	り			
	非肥満で高	血糖の方の割合							
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
アウトカム	目標値	7.5%	7.4%	7.3%	7.0%	7.0%	7.0%		
2-5	実績値	7.1%	6.4%	7.0%	6.6%	6.6%	_		
	測定方法	KDB(地域の全			より				

取組	特定保健指導実施体制の改善						
概要	特定保健抗 夫します。 2.特定保	特定保健指導の利用勧奨を積極的に行うため、健診受診時に電話番号などの連絡先を確実に取得できるよう工					
対象年齢	い環境を整え 40~74歳	ます。					
対象者		康診査受診者 健指導対象者					
	特定保健指	導実施率の向上	(特定健康診査	等実施計画共通	i)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評価指標 アウトプット	目標値	20.0%	25.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%
2-1	実績値	22.7%	12.4%	14.6%	11.9%	14.5%	_
	測定方法	特定健診·特定	保健指導実施紹	告果総括表の「特」	定保健指導の終	了者の割合」より	

#### 考察

保健指導実施率は、平成30年度は動機付け支援の期間が6か月から3か月に変更されたことに伴い、他の年度と集計期間が 異なることから 22.7%となりました。

令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、コロナ禍以前と比べ減少しています。

今後、実績値の回復及び向上を図るため、オンライン面談を積極的に活用する等、対象者の希望にあわせた柔軟な対応を進め、 特定保健指導が受けやすい体制の構築に努めていきます。

また、令和 6 年度より特定保健指導の実施要綱の変更に伴い、実施プロセスの見直し及び指導内容についても随時、評価・改 善を図っていきます。

取組	健康状態に応じた支援※						
	1. 受診勧	1. 受診勧奨判定値を超えた方への支援					
	医療機関^	の受診勧奨判定	値を超えた方に対	付しては医療機関	への速やかな受診	を促します。	
概要	2. 保健指	導対象外の方への	)支援				
	腹囲等が	基準値以下や服薬	薬中のために保健	指導の対象となっ	ていない方で、一	定の健康リスクを打	寺っている方に
	対して情報提	<b>農供等を行います。</b>					
対象年齢	40~74 歳						
対象者	1. 特定保健指導対象者のうち、医療への受診勧奨判定値(標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度						
	版】における判	判定値) を超えて	いる者				
	2. 特定健/	康診査受診者					
	保健指導対	象外の方への個別	の受診勧奨・情	報提供			
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	_	_	_	_	_	_
2-2	実績値	_	_	_	993 人	992人	_
	測定方法 アドバイスシート送付数						
	".JAC/ J/A	7170182-19	<u> </u>				

令和3年度から、保健指導の対象となっていない方で一定の健康のリスクがある方に対して、特定健康診査の結果を基に AI 分 析を行い、生活習慣改善のアドバイスシートの送付を開始しました。個別性の高い生活改善を促す本事業について、今後も引き続き 実施していきます。

※令和3年度から事業を実施

# ③ 糖尿病性腎症重症化予防

	月平均の人	工透析患者数							
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
評価指標 アウトカム	目標値		令和 5 年度月平均の人工透析患者数 100 人						
3-1	実績値	123.8人	121.5人	127.5 人	127.8人	117.9人	_		
	測定方法		動省様式(3- 均の人工透析患		言全体のレセプトケ	· 分析)より、「人工	透析」の人数を		

取組	糖尿病性腎	症重症化予防※							
	1. 分かりや	ずい情報提供							
	長期の取組により効果が現れるため、重症化リスクのある対象者だけでなく、特定健康診査・受診勧奨等を通じ								
1011 <del></del>	て、糖尿病が重症化することによるリスクなどを広く啓発します。								
概要	2. 糖尿病	重症化予防							
	糖尿病の	重症化リスクが高い	バ方を対象に、医療	療機関への受診額 しゅうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	加奨及び生活習慣	貫改善のための支	援を実施しま		
	す。	<b>इ</b> .							
対象年齢	40~74 歳								
対象者	前年度特定	健康診査を受診し	た者のうち空腹暗	寺血糖 126ml/d	I 以上又は HbA	1c6.5%以上であ	5り、		
	eGFR60ml	/分/1.73 ㎡未満	おでは尿蛋白(±	)以上である者。					
	受診勧奨対象者の受療者数								
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	目標値	_	5人	5人	5人	5人	5 人		
	実績値	_	3人	1人	2人	5人	_		
	測定方法	医療機関受診勧奨を実施した者のうち、医療機関に受診した(確認できた)人数							
	保健指導参加者数								
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
評価指標 アウトプット	目標値	_	50 人	45 人	30 人	30人	30人		
3-1	実績値	_	28 人	19人	19人	18人	_		
	測定方法	保健指導に申込	込みをした人数						
	保健指導終	了率							
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	目標値	_	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		
	実績値	_	92.9%	89.5%	100.0%	94.4%	_		
	測定方法	保健指導に申込		終了した率					
老容	1	1							

#### 老蓉

保健指導参加者の年齢層について、高齢者が多い傾向がみられるため、40~50 歳代(対象者 44 人中申込者 0 人)、60 歳代(対象者 103 人中申込者 3 人)の現役世代の保健指導参加率上昇を図る必要があります。より多くの方に指導を受けてもらえるよう、積極的な勧奨を続けていくとともに、遠隔面談の利用を促すなど、現役世代でも面談が受けやすい工夫を進めていきます。さらに、医師会と協議・連携して、保健指導参加者を増やしていく取組の実施を検討します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業(令和6年度実施予定)のうちの一つとして対象を拡大して展開していてとを見据え、効果的な実施方法について継続して検討していきます。

※令和元年度から事業を実施

# ④ 医療費適正化対策

	加入者1人	当たり医療費						
=17 / 工 + 匕 + 苯		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
評価指標 アウトカム	目標値	平月	平成 28 年度の 1 人当たり医療費 275,650 円から 5 %以上減少させる。					
4-1	実績値	309,663円	313,657円	306,941 円	348,688 円	358,380 円	_	
	測定方法	東京都国民健康	東保険団体連合:	会「事業年報実績	<b>責国民健康保険</b>	事業状況調査報行	告」より	
	ジェネリック区	要品数量シェア						
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
アウトカム	目標値	60.0%	70.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
4-2	実績値	63.3%	67.0%	69.4%	70.9%	71.3%	_	
	測定方法	厚生労働省公司	厚生労働省公表資料より					
	ジェネリック区	<b>薬品への月平均</b>	切替人数の割合	ì				
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
評価指標	目標値	9.0%	10.0%	11.0%	15.0%	15.0%	15.0%	
アウトカム	実績値	12.2%	12.3%	21.1%	14.3%	15.9%	_	
4-3		東京都国民健康	<b>康保険団体連合</b>	会帳票における、	「月平均切替人数	女」/「差額通知対	付象人数」	
. 5	   測定方法	令和2年度、差	的通知発送委託	<b>壬業者変更により</b>	、平成30年度、	令和元年度に使	用した連合会帳	
		票廃止。送付対	対象件数及び切替	替数の計上方法が	変わったため、実績	績値は平成 30 4	丰度、令和元年	
		度と令和2年度	夏以降で評価対象 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	R·方法は異なりま	す。			

取組	ジェネリック国	ジェネリック医薬品の利用促進					
	1. ジェネリ	1. ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知の送付					
概要	月当たりの	服用期間や軽減額	頂の対象範囲を検	食討し、対象者を持	広大します。		
恢安	2. ジェネリ	ック医薬品の PR					
	ジェネリック	希望シールや希望	カードの配布、ポス	スターの掲示など系	川用促進のための	PR を推進します。	
対象年齢	0~74歳						
対象者	1. 切り替え	えた場合の効果が	100 円以上となる	 3者			
	2. 全員						
	基準該当者	基準該当者に対するジェネリック医薬品差額通知の送付回数及び効果					
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	3 🗆	10 回	12 回	12 回	12回	12 回
4-1	実績値	3 💷	10 回	12 回	12 回	12回	_
	測定方法	ジェネリック医薬	品差額通知の送	·····································			
	ジェネリック国	医薬品利用促進の	ための PR				
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	4 🛭	5 回	4 🛮	5回	4 🗇	5 回
4-2	実績値	4 🛮	5 💷	4 🛽	5 🗇	4 🛽	_
	測定方法	広報実施回数(	区報、区ホームペ	ージ、国保便利値	張、国保だより、被	。 保険者証更新時	・ 時周知・隔年)
考察							

差額通知の効果によって平成30年度から普及率は毎年微増していますが、国が定める目標値80%とは乖離があります。 成果が数値に反映されるには、一定の時間を要することが考えられます。引き続き、ジェネリック医薬品差額通知の継続送付を通して、区民一人ひとりの、自身の健康や医療費に関する理解の促進を図る必要があります。

取組	医療費通知						
概要	一定期間	一定期間における自身の医療費を把握することで健康や医療費に対する理解を深めてもらうため、対象者に対し					
似女	医療費がいく	らかかったかの通知	口を郵送します。				
対象年齢	0~74歳						
対象者	医療機関(	医療機関(柔道整復、調剤薬局を含む)を受診した者					
	医療費通知	の送付回数					
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	1 🗆	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
4-3	実績値 1回 1回 1回 1回 1回						
	測定方法	東京都国民健康	東保険団体連合:	会帳票より			

#### 老宓

被保険者が自身の受診について振り返り、適正に医療を受診することで疾病のコントロールや健康維持につなげていけるよう通知を行っています。事業の成果が見えにくいという課題はありますが、医療費通知の継続送付を通して、区民一人ひとりの、自身の健康や医療費に関する理解の促進を図る必要があるため、事業の継続を図ります。

取組	重複·頻回受	重複・頻回受診が疑われる方へのサポート					
概要	過剰な受診(	過剰な受診による身体への悪影響について、情報提供を実施します。					
似女	また、適切な	受診をサポートする	るため、健康相談	事業の案内等を実	実施します。		
対象年齢	0~74歳						
対象者	重複•頻回受	を診が疑われる者					
	重複·頻回受	を診に関する理解	の促進				
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	_	_	_	_	_	_
4-4	実績値	_	_	_	_	_	_
	測定方法	測定方法 未実施					
考察							

考祭

庁内及び関係機関との連携等の体制構築や、対象者抽出条件の設定、サポートの方法等が課題となっており、計画期間中の実施に至りませんでした。今後、他区での取組状況を確認するなど再度手法を検討していきます。

取組	重複服薬が	重複服薬が疑われる方への残薬調整					
	長期投薬	の増加等により、食	欠み忘れや飲み残	し、症状の変化に	より生じたと思われ	れる多量の残薬が	生じているケー
概要	スが疑われる	場合、これを抑制	することにより、療	養給付費抑制の	他、薬の重複や誤	用による健康被害	害防止や患者
	自身の薬に対	付する理解の促進(	こつなげます。				
対象年齢	0~74歳						
対象者	飲み忘れや食	欠み残し、症状の変	変化により生じたと	思われる多量の死	<b>浅薬が生じている</b> 都	<b></b>	
	重複服薬に	関する理解の促進					
評価指標		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット	目標値	_	_	_	_	_	_
4-5	実績値						
	測定方法	未実施					

#### 考察

庁内及び関係機関との連携等の体制構築により令和4年度から試行的に残薬調整事業を開始しました。

適正服薬を促すため、適切な対象者抽出条件の設定やアプローチの方法(通知、指導等)を検討するほか、区のホームページ等において、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発に取り組み、薬害の抑制及び医療費適正化を図っていきます。

# 3. 健康・医療情報等の分析及び分析結果に基づく健康課題等

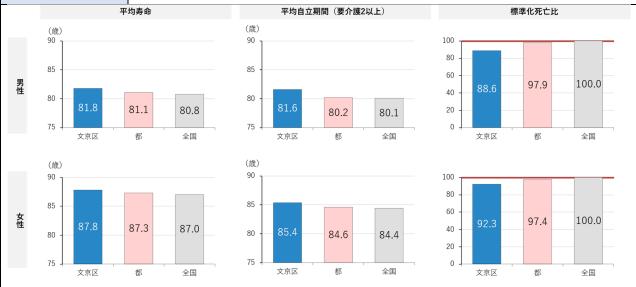
本項では、加入者の医療費の推移、疾病別医療費等の状況について、他自治体平均等と比較しています。 また、「対応する健康課題等 NO.」は次章「1.主な課題の整理と対策の方向性」に対応しています。

健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	対応する健康課題等NO.
平均寿命・平均自立期間・標準化死亡比 等	
● 平均寿命は男性81.8歳、女性87.8歳。男女とも都、全国を上回っています。(令和4年度) 【図表1】 ● 平均自立期間は、男性81.6歳、女性85.4歳。男女とも都、全国を上回っており、平成30年度に比べて男性1.3歳、女性0.6歳と長くなっています。(令和4年度) 【図表2】 ● 標準化死亡比は、男性88.6、女性92.3。男女ともに都、全国より低くなっています。(令和4年度) 【図表1】 ● 死因割合は、悪性新生物(がん)が都、全国を上回っています。(令和4年度) 【図表3】  KDB.S21_001_地域の全体像の把握	_
医療費の分析	l.
医療費のボリューム(経年比較・性年齢階級別等)	
<ul> <li>● 被保険者数は減少傾向にあるが、総医療費は 119.3 億円となっており過去5年で最大となっています。【図表4】</li> <li>● 1 人当たり医療費は「入院」が79,789円、「入院外」が153,076円となり、いずれも全国よりは低いが、都よりは高くなっています。(令和4年度)【図表5】</li> <li>● 受診率(千人当たりレセプト件数)は、男女ともに55~59歳以上で全国より高くなっています。(令和4年度)【図表6】</li> </ul>	
KDB_S29_002_健康スコアリング (医療)	
<ul> <li>疾病分類別の医療費</li> <li>● 疾病分類(大分類)別医療費の割合は、新生物(17.2%)、循環器系疾患(11.8%)、腎尿路系疾患(8.6%)、筋骨格系(8.0%)、内分泌他(7.6%)の順に多いです。上位5疾病の占める割合(53.2%)は都、全国より低くなっています。また、都、全国より新生物の割合が高い傾向にあります。(令和4年度)[図表7]</li> <li>● 疾病大分類別の患者1人当たり医療費の上位5位は、新生物(50.560円)、循環器系(34,582円)、腎尿路系(25,148円)、筋骨格系(23,531円)、内分泌他(22,348円)となっており、いずれも全国よりは低いが都よりは高くなっています。(令和4年度)[図表8]</li> <li>● 疾病分類(中分類)別患者1人当たり医療費が最も高いのはその他悪性新生物&lt;腫瘍&gt;(18,481円)で、全国よりは低いが都よりは高くなっています。(令和4年度)[図表9]</li> <li>● 生活習慣病関連疾患等の医療費は、全体の49%を占めており、生活習慣病の上位には、慢性腎不全(11,4%)、肺尿病(8.0%)、高血圧症(5.1%)、脳疾患(3.4%)、脂質異常症(4.4%)となっています。(令和4年度)[図表10]</li> <li>● 糖尿病、高血圧症ともに患者数は増加傾向にあります。また、これらを原因疾患とする脳血管疾患、虚血性心疾患も同様に増加傾向にあります。(令和4年度)[図表11]</li> <li>● 患者干人当たり透析患者数は6.5人となっており、都(5.8人)、全国(6.4人)よりも高くなっています。(令和4年度)[図表12]</li> <li>● 悪性新生物(がん)の部位別医療費は、肺がん(66,543万円)が高く、次に乳がん(53,413万円)、大腸がん(37,093万円)の順となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)肺がん、乳がんは都、全国は横ばい傾向にあるのに対して、増加傾向となっています。(令和4年度)順がん、乳がんは都(年度)に対し、(4分素)(4分素)(4分素)(4分素)(4分素)(4分素)(4分素)(4分素)</li></ul>	A B C
KDB_S23_003_疾病別医療費分析(大分類)   KDB_S23_004_疾病別医療費分析(大分類)   KDB_S23_004_疾病別医療費分析(中分類)   KDB_S21_005_市町村別テータ   KDB_S21_003_健診・医療・介護テータから見る地域の健康課題   Sucoyaca_P01_生活習慣病の状況   KDB_S23_001_医療費分析(1)細小分類   KDB_S23_005_疾病別医療費分析(細小(82)分類)   後発医薬品の使用割合は、71.3%(令和4年9月実績)。国の目標値80%より低く、都(76.8%)より   生低いば況となっています   「図ま15]	F
も低い状況となっています。【図表 15】 厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」	
重複・頻回受診、重複服薬者割合  ■ 重複・頻回受診者(処方日数 14 日かつ 3 医療機関以上)が被保険者全体の 0,064%(26 人) います。 (令和 5 年 3 月診療分) 【図表 16】  ■ 重複・多剤処方対象者(処方日数 14 日以上かつ 6 剤)が被保険者全体の 2.7%(1,106 人) います。 (令和 5 年 3 月診療分) 【図表 17】	G
KDB_S27_012_重複・頻回受診の状況 KDB_S27_013_重複・多剤処方の状況	

健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容	対応する健康課題等 NO.
特定健康診査・特定保健指導の分析	
特定健康診査・特定保健指導の実施状況	D
● 特定健康診査の受診率は 43.5%であり、国の目標値 60%には及んでいません。(令和4年度)【図表 18】	
診率が高くなる傾向があります。【図表 18】  ● 特定保健指導の終了者の割合は 14.5%と国の目標 60%には及んでいません。(令和4年度)【図表 23】  ● 令和4年度における前年度の特定保健指導利用者のうち対象者でなくなった方の割合は 31.3%であり特定保健指導の効果によるものと思われます。【図表 24】	
特定健診・特定保健指導実施結果総括表 sucoyaca_PO7_健診・保健指導の状況	
特定健康診査結果の状況(有所見率・健康状態)	В
● 生活習慣病リスク保有者の割合を都と比較すると、男女ともに eGFR(男性 22.4%女性 19.2%)が高く、男性では尿酸(15.7%)が高く、女性では、LDL(54.5%)が高くなっています。(令和 4 年度)また、質問調査の状況から、「医師から、貧血といわれたことがある。」割合が男女ともに都、全国と比較して高くなっています。【図表 25】 ● 内臓脂肪症候群該当者割合は 16.5%であり、平成 30 年度と比べて増加傾向となっています。男女別でみる	С
● 内臓脂が延候群該当者割合は 16.3% とのり、平成 30 年度と比べて増加傾向となっており。男女前でかると男性の該当者割合が大幅に高くなっており、年齢が上がるにつれて高くなる傾向があります。 【図表 26】	
質問票調査の状況(生活習慣)	С
<ul> <li>運動習慣の問診回答結果は、男女ともにすべての項目で都、全国と比較して低くなっており、良好な状況と言えます。(令和4年度)【図表29】</li> <li>食事に関する質問では、都と比較すると、男性は「週3回以上就寝前に夕食をとる」が少なく、男女ともに「3食以外で間食をする_毎日」が多くなっています。(令和4年度)【図表30】</li> <li>生活習慣に関する質問では、男性の3合以上の飲酒や女性の毎日飲酒の値が都、全国より高くなっています。(令和4年度)【図表31】</li> </ul>	
KDB_S21_007_質問票調査の状況	
レセプト・健診結果等を組み合わせた分析	D
● 健診未受診かつ医療機関での治療のない人(健康状態不明者)が23.9%います。健診未受診かつ生活習慣病治療中の人が最も多く32.7%となっています。健診受診者のうち生活習慣病治療中でコントロール不良の人が17.9%います。(令和4年度)【図表32】	E
KDB_ S21_027_厚生労働省様式	
(様式5-5:糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導)	
介護費関係の分析  ● 介護給付費は令和 4 年度で約 139.7 億円と年々増加傾向となっており、居宅給付費は施設給付費の約 2.7 倍となっ	_
ています。1 人当たり介護給付費も年々増加傾向にあり、令和4年度において、居宅は20,308円で、都、全国よりも高く、施設は7,392円で、都、全国よりも低くなっています。【図表33】  ■ 1号認定率は21.4%で、都(20.7%)全国(19.4%)よりも高く、介護認定者は令和4年度で9,263人と年々	
増加しており、要介護2以上の割合は51.7%となっています。(令和4年度)【図表34】  ● 要介護認定者の有病状況は、心臓病(62.3%)が一番高く、次に筋・骨格系(57.1%)、高血圧症(54.7%)となっています。いずれの疾病においても都、全国よりも高くなっています。(令和4年度)【図表35】  ● 要介護認定者と非認定者におけるレセプト1件当たり医療費は、要介護認定者93,130円、非認定者37,320円となっており、要介護認定者のレセプト1件当たり医療費は、都、全国より高くなっています。(令和4年度)【図	
表 35】  介護度別認定率:KDB_S24_001(要介護(支援)者認定状況)	
介護長別師を挙・KDB_S24_OUT (安月護 (文援) 智師を状況) KDB_S29_003_健康スコアリング (介護) KDB_S21_001_地域の全体像の把握	

図表 1	平均寿命、平均自立期間、標	出典	KDB_S21_001_地域の全体像の把握【令
	準化死亡比		和4年度】
	★東京都共通指標		

データ分析の結果 平均寿命、平均自立期間は、男女ともに都、全国と比較してやや高くなっています。標準化死亡比は男女ともに都、全国と比較して低くなっています。



<sup>※</sup>標準化死亡比は、基準死亡率(人口 10 万対の死亡数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる予測される死亡数と実際に 観察された死亡数とを比較するものである。全国の平均を 100 としており、標準化死亡比が 100 以上の場合は全国の平均より死亡率が多いと 判断され、100 以下の場合は死亡率が低いと判断される。

- ※平均寿命は、0歳における平均余命を指す。平均余命とはある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値のこと。
- ※平均自立期間は、介護受給者台帳における「要介護 2 以上」を「不健康」と定義し、平均余命からこの不健康期間を除いたものを指す。

図表 2	平均自立期間、平均余命	出典 KDB_S21_001_地域の全体像の把握【平						
		成 30 年度~令和 4 年度】						
データ分析の結果	令和 4 年度の平均自立期間と平均余命の差は男性が 1.8、女性が 3.4 と女性の方							
	が約 2 倍大きくなっています。また	た、平成 30 年度と比較してやや差が小さくなっています。						
	平成30年度	令和4年度						
(歳)	平均自立期間	(歳)						
851.7歳	1.7歳 1.5歳 平均余命	85 (1.8歳) (1.6歳) 平均余命						
男性 75 - 80.3 82.0 文京区	79.7 81.4 79.5 81.0 全国	80 75 70 文京区 都 全国						
(歳) (3.8歳) 90	3.3歳 平均自立期間	(歳) 3.4歳 3.6歳 3.4歳 平均自立期間						
A     85       80     84.8       84.8     88.6	84.1 87.6 83.8 87.1	85 4 88.8 84.6 88.2 84.4 87.8 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70						
文京区	都全国	文京区 都 全国						
※平均自立期間は、介護受	受給者台帳における「要介護 2 以上」を「不健	建康」と定義し、平均余命からこの不健康期間を除いたものを指す。						
※平均余命は、ある年齢の	人々があと何年生きることができるかという期待	<b>手値のこと。</b>						

図表 3		 死因割合		h V	DB_S	21 00	1 11111	ゖゕ゚ゟゖ	焼の切	堀[亚	
凶衣 3		グレビュニュ		出典		_	_	_		いるくいろ	加金【十
				万	成 30 年度~令和 4 年度】						
データ分析	が結果	令和4年	度の死因割る	合の構成はた	ぶん(53	3.4%)、	心臓症	§(27.3	%)、脳	終患	
		(13.9%)、	自殺(2.2%)	、腎不全(2	.1%)、	糖尿病	与(1.19	6)の順	に高く、	都、全	国と比
		較するとがんだ	が高く、腎不会	全が低くなって	います	-					
	都区の	死因割合の比較	(令和4年度)				死因	割合(経	年推移)		
	21.3	での死因割合の比較(令和4年度)  -2 -2 -2 -2 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3 -3				90 - 1.9 - 2.5				自殺 腎不全 満尿疾患 心臓病	
	文	<b>本京区</b> 都 全国			40						
	死亡者数	死因割合	死因割合	死因割合	30	-				50.4	
がん	434	53.4	51.4	50.6	]	48.1	52.2	49.5	52.0	53.4	
心臓病	222	27.3	27.5	27.5	20	-					
脳疾患	113	13.9	13.2	13.8	10						
糖尿病	9	1.1	1.8	1.9	10						

3.6

2.7

H30

R1

R2

R3

R4

腎不全

自殺

17

18

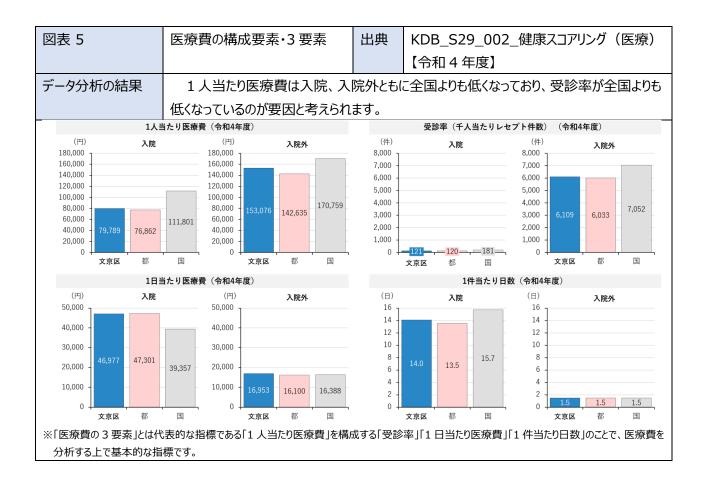
2.1

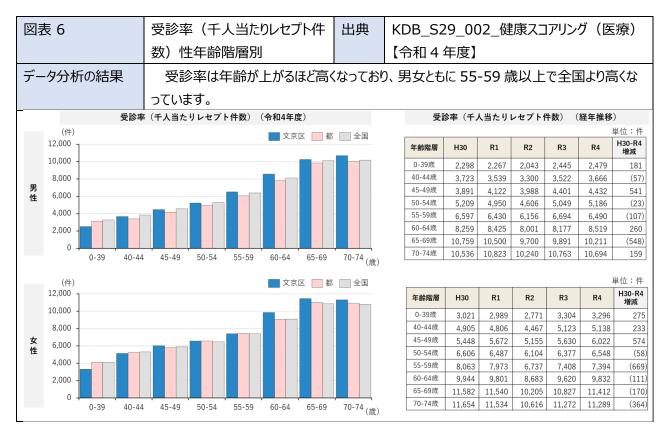
2.2

3.1

3.0

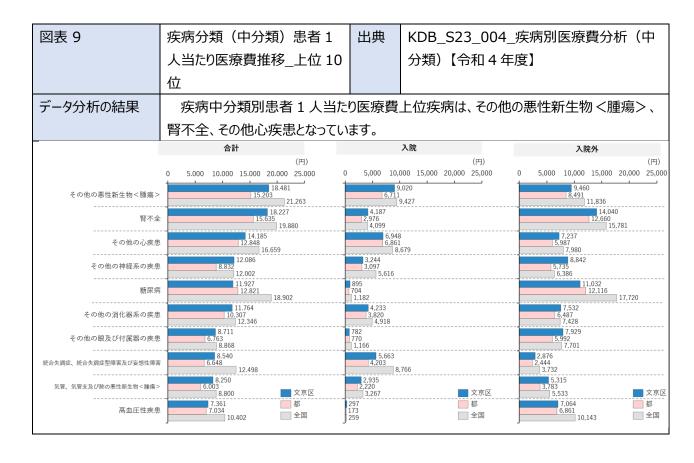


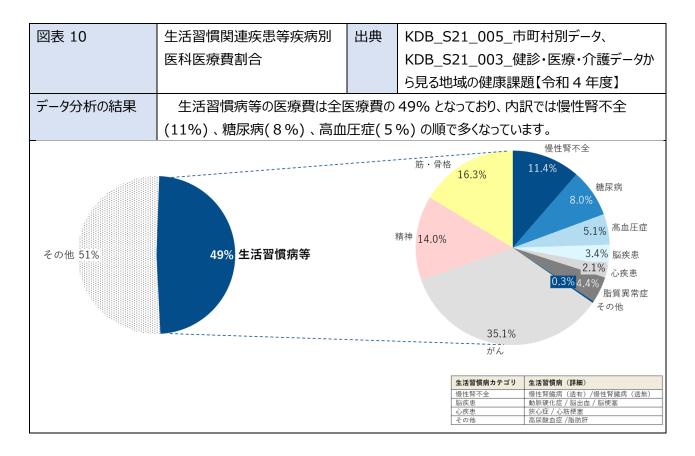


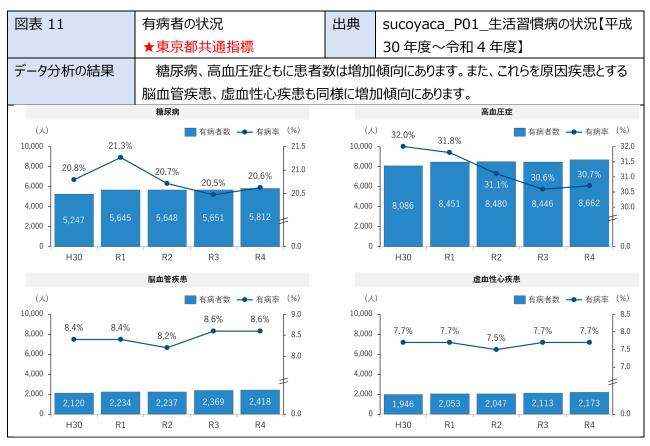


図表 7	疾病分類	(大分類	(三) 医病	費	出典	KD	B_S2	3_0	03_疾	病別	医療費	貴分析	f(大
	構成割合					分类	頁) 【名	令和 ⁴	4 年度	[]			
データ分析の結果	疾病大氣	分類別医	療費害	合は高	い順に	新生物	物、循	環器	系、腎	尿路	系、筋	骨格:	系、内
	分泌系とな	っています	す。都と	比較する	ると、新	牛物	の医療	曹割	合が特	きに高	くなって	ていまで	す。ト
	位5疾病の占める割合は都、全国より高くなっています。												
文京区(令和4	文京区(令和4年度)												
737E (1718)	. 1 🗻			BE ( DIE 1-1	F1 <b>X</b> /				_		A .   (2)		
その他				その他		46				その他			
損傷	新生物		皮膚	1111	新生	物		+	損傷	1111		新生物	
2.9%	17.2%		損傷		15.7%			眼	2 200		16.8	3%	
眼 4.3%			眼 3.2%				消	化器系	4.0%				
	<b>在</b>	環器系 神経系	4.0%			12.6%	循環器系		1%				/T TIM DD T
神経系 6.3%	11.8% №	保备不 仲絵糸	5.4%			12.070						13.59	4 循環器系
6.5%		消化器系	6.4%				7	申経系 6.2	2%				
消化器系	8.6%					8.4%	分泌他	on on 90 m	6.2%			9.0%	
6.5% 呼吸器系	腎尿:	<b>哈</b> 米	6.5%		8.4%		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	呼吸器系	7.7%				分泌他
6.9%	8.0% 筋骨格系			7.6% <b>8.3%</b>		骨格系			精神	7.9%	8.7%		
精神 内分泌他			呼吸器系	腎尿路	13/3	HILL			腎	尿路系	筋	骨格系	
医療費構成割合	53.2%			構成割合	53.4%				医療費構		56.0	1%	
上位5位	00.270		上位	55位	00.170			L	上位!	5位		0 70	
大分類			医療費		合計				割合 入院 入院外			入院外	
/// MR		合計	入院	入院外	文京区	都	全国	文京区	都	全国	文京区	都	全国
1 新生物<腫瘍>	1 新生物<腫瘍>		85,097	118,800	17.2	15.7	16.8	20.8	19.4	18.8	15.3	13.7	15.5
2   循境器系の疾患	2 循環器系の疾患		00 005	70,005				40.0					
3 内分泌 学春及パ代謝	左串	203,897 139,460 90,125		70,835 84,612	11.8	12.6	13.5	16.8	18.7	17.6	9.1	9.3	10.8
3 内分泌、栄養及び代謝 4 精神及び行動の障害	疾患	,	5,513	70,835 84,612 42,371				16.8 1.3 9.6				9.3 12.2 5.0	
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織		139,460 90,125 81,525 94,895	5,513 39,153 35,157	84,612 42,371 59,738	11.8 7.6 6.9 8.0	12.6 8.4 6.5 8.4	13.5 9.0 7.7 8.7	1.3 9.6 8.6	18.7 1.4 9.2 9.1	17.6 1.4 11.9 9.1	9.1 10.9 5.5 7.7	12.2 5.0 7.9	10.8 14.0 4.9 8.5
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患		139,460 90,125 81,525 94,895 101,418	5,513 39,153 35,157 22,888	84,612 42,371 59,738 78,531	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9	1.3 9.6 8.6 5.6	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1	12.2 5.0 7.9 10.2	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患		139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患		139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患		139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患	の疾患	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患 10 眼及び付属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾	の疾患の疾患の外因の影響	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 10 眼及び付属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾 13 感染症及び寄生虫症	の疾患 の外因の影響 患	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.0	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患 10 眼及い行属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及びを下組織の疾患 13 感染症及び寄生虫症 血液及び造血器の疾患並びに	の疾患 の外因の影響 患 <sub>免疫機構の障害</sub>	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 29,828 11,516	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.0	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患 10 限及び付属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び寄生虫症 14 血液及び造血器の疾患並びに 15 耳及び乳様突起の疾患	の疾患 の外因の影響 患 <sub>免疫機構の障害</sub>	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828 11,516 5,199	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662 4,298	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5 1.0	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5 0.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2 0.4	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7 1.7 0.2	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.0	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0 0.6	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9 1.5	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2 1.3
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患 10 眼及い行属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及びを下組織の疾患 13 感染症及び寄生虫症 血液及び造血器の疾患並びに	の疾患 の外因の影響 患 <sup>免疫機構の障害</sup> 色体異常	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 29,828 11,516	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901 2,211	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5 1.0 0.4	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9 1.2	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.0 1.2	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 9 呼吸器系の疾患 10 眼及び付属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾 13 感染症及び寄生虫症 14 血液及び乳様変形及び系 15 耳及び乳様変形及び 16 先天奇形、変形及び 17 周産期に発生した病態 18 妊娠、分娩及び産じよ	の疾患 の外因の影響 患 <sup>免疫機構の障害</sup> 色体異常	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828 11,516 5,199 4,697 830 3,083	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901 2,211 815 2,592	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662 4,298 2,486 15	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5 1.0 0.4 0.4 0.1	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5 0.5 0.4	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2 0.4 0.2 0.1	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7 1.7 0.2 0.5 0.2	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9 1.2 1.4 0.2 0.6 0.7	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.0 1.2 0.2 0.4 0.5	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 5.8 1.7 4.1 3.0 0.6 0.3 0.0	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9 1.5 0.6 0.2 0.0	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2 1.3 0.6 0.2 0.0
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 10 眼及び長馬、一時吸水で、患 10 眼及び内属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾 13 感染症及び寄生虫症 14 血液及び乳様突起の疾患 15 耳及び乳様突起の疾患 17 周産期に発生した病態 18 妊娠、分娩及び産じよ 19 症状 做候及び異常臨床検査所見で	の疾患 の外因の影響 患 ・ 免疫機構の障害 ・ 色体異常 く が出に分類されないもの	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828 11,516 5,199 4,697 830 3,083 20,078	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901 2,211 815 2,592 7,508	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662 4,298 2,486 15 490 12,570	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5 1.0 0.4 0.1 0.3 1.7	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5 0.5 0.4 1.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2 0.4 0.2 0.1 0.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7 0.2 0.5 0.2 0.6 1.8	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9 1.2 1.4 0.2 0.6 0.7 0.9 1.5	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.1 1.0 1.2 0.2 0.4 0.4 0.5	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0 0.6 0.6 0.3 0.0 0.1	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9 1.5 0.6 0.2 0.0 0.1 1.5	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2 1.3 0.6 0.2 0.0 0.0
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 10 眼及び付属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾 13 感染症及び寄生虫症 14 血液及び造血器の疾患並びに 15 耳及び乳様突起の疾患 16 先天奇形、変形及び染 17 周産期に発生した病態 18 妊娠、分娩及び産じ 19 症状、微媒及び異常臨床検査所見で 10 健康状態に影響を及ばす要因及び	の疾患 の外因の影響 患 ・ 免疫機構の障害 ・ 色体異常 く が出に分類されないもの	139,460 90,125 81,525 94,895 71,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828 11,516 5,199 4,697 830 3,083 20,078 4,239	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901 2,211 2,592 7,508 2,333	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662 4,298 2,486 15 490 12,570 1,906	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 2.5 1.0 0.4 0.4 0.1 1.7 0.4	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5 0.5 0.4 1.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2 0.4 0.2 0.1 0.2 0.1 0.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7 1.7 0.2 0.5 0.6 1.8 0.6	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9 1.2 1.4 0.2 0.6 0.7 0.9	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.1 1.0 0.2 0.4 0.4 0.5	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0 0.6 0.6 0.3 0.0 0.1 1.6 0.2	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9 1.5 0.6 0.2 0.0 0.1 1.5 0.3	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2 1.3 0.6 0.2 0.0 1.3
4 精神及び行動の障害 5 筋骨格系及び結合組織 6 尿路性器系の疾患 7 神経系の疾患 8 消化器系の疾患 10 眼及び長馬、一時吸水で、患 10 眼及び内属器の疾患 11 損傷、中毒及びその他 12 皮膚及び皮下組織の疾 13 感染症及び寄生虫症 14 血液及び乳様突起の疾患 15 耳及び乳様突起の疾患 17 周産期に発生した病態 18 妊娠、分娩及び産じよ 19 症状 做候及び異常臨床検査所見で	の疾患 の外因の影響 患 ・ 免疫機構の障害 ・ 色体異常 く が出に分類されないもの	139,460 90,125 81,525 94,895 101,418 74,863 77,051 77,362 51,245 34,567 35,376 29,828 11,516 5,199 4,697 830 3,083 20,078	5,513 39,153 35,157 22,888 25,385 26,664 20,102 6,363 21,721 3,395 6,750 6,854 901 2,211 815 2,592 7,508 2,333 14,841	84,612 42,371 59,738 78,531 49,478 50,387 57,260 44,883 12,847 31,981 23,079 4,662 4,298 2,486 15 490 12,570	11.8 7.6 6.9 8.0 8.6 6.3 6.5 6.5 4.3 2.9 3.0 0.4 0.4 0.1 0.3 1.7 0.4 2.2	12.6 8.4 6.5 8.4 8.3 5.4 6.4 7.6 4.0 3.2 2.9 2.3 1.5 0.5 0.4 1.5	13.5 9.0 7.7 8.7 7.9 6.2 6.1 6.2 4.0 3.3 2.2 1.7 1.2 0.4 0.2 0.1 0.2	1.3 9.6 8.6 5.6 6.2 6.5 4.9 1.6 5.3 0.8 1.7 0.2 0.5 0.2 0.6 1.8	18.7 1.4 9.2 9.1 4.9 6.3 6.2 5.9 1.5 6.0 0.9 1.2 1.4 0.2 0.6 0.7 0.9 1.5 0.5 2.4	17.6 1.4 11.9 9.1 4.6 8.1 5.7 5.7 1.7 6.1 1.1 1.0 1.2 0.2 0.4 0.4 0.5	9.1 10.9 5.5 7.7 10.1 6.4 6.5 7.4 5.8 1.7 4.1 3.0 0.6 0.6 0.3 0.0 0.1	12.2 5.0 7.9 10.2 4.9 6.5 8.6 5.3 1.7 4.0 2.9 1.5 0.6 0.2 0.0 0.1 1.5	10.8 14.0 4.9 8.5 10.1 4.9 6.4 6.5 5.6 1.5 3.0 2.2 1.3 0.6 0.2 0.0 0.0

図表 8		疾病分類(大分類	1) 患者 1	出典	KDB_S23_	_003_疾病別医療費分析(大		
		人当たり医療費推	多_上位 5		分類)【令和	和4年度】		
		位						
データ分析	疾病大分類別患	者1人当たり	)医療費_	上位 5 疾病で	では、すべての疾患において全国と			
		比べると低いが、都の	と比べると高く	なっていま	す。			
	合計(全	<b>介和4年度</b> )	λ	院(令和4年度)	)	入院外(令和4年度)		
0	10,000 20,000 30,	(円) 000 40,000 50,000 60,000	0 10,000 20,0	00 30,000 40,0	(円) 00 50,000 60,000	(円) 0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000		
±2.0.44		50,560		21,101		29,458		
新生物		41,011 56,663	1	7,876 25,210		23,136		
		34,582		7,017		17,565		
循環器系		33,000 45,631	1	7,218 23,610		15,782		
	25	,148	5,675			19,473		
腎尿路系	21,69	97 6.786	4,499 6.178			17,198 20,608		
筋骨格系	23,5		8,718 8,385			14,813 13,452		
743 13 14111	29,484			5		17,230		
	22,3	■ → 章 区	1,367		文京区	20,981 文京区		
内分泌他	21,96	64 都 全国	1,246 1,933		都全国	20,718 都 28,510 全国		
			, F					







図表 12		出典	KDB C32 001 医唇毒分长(1)细小分
凶衣 12	人工选例芯有数 	山兴	KDB_ S23_001_医療費分析(1)細小分
			類【平成30年度~令和4年度】
データ分析の結果	人工透析患者数、1 件当た	り医療費は	はおおむね横ばいとなっており、患者千人当たり
	透析患者数は、都、全国よりも	多くなってし	います。
	新規透析患者数は平成 30	年度と比/	べると減少傾向にあります。
	※透析患者数には新規透析患者数も	含まれます。	
	※「患者千人当たり」の「患者」とは、レ	セプトデータのさ	ある被保険者のことを指します。
透	5析患者数(経年推移)		患者千人当たり透析患者数(経年推移)
140 120 100 80 60 40 20 0	透析患者数 ■ 新規透析患者数 128 120 117 128 121 11 R1 R2 R3 R4	7.5 7.0 6.5 6.0	7.0 6.6 6.5 6.2 6.4 6.2 6.4 6.2 6.5 6.4 6.5 6.4 6.5 6.5 6.4 6.5 6.5 6.6 6.5 6.6 6.5 6.6 6.5 6.6 6.5 6.6 6.7 6.7 6.7 6.7 6.7 6.7 6.7
1件当	当たり医療費(経年推移)		患者千人当たり新規透析患者数(経年推移)
520,000 510,000 500,000 490,000 480,000 470,000 460,000 450,000		1. 1. 1. 1. 0.	1.4 1.3 1.2 1.0 0.6 1.3 1.2 1.0 0.6
H30 F	R1 R2 R3 R4		H30 R1 R2 R3 R4

# 腎臓は沈黙の臓器 手遅れになる前にできることは?

慢性腎臓病(CKD)は、腎機能の低下が持続的に進行する状態で、初期には自覚症状がほとんど現れません。早期であれば治療と生活習慣の改善で回復できる可能性がありますが、腎機能がある程度低下してしまうと元に戻すことは極めて難しいとされています。そのため、CKDにおいては特に早期発見と早期治療が重要です。

CKD の進行には様々な要因があります。中でも糖尿病や高血圧は CKD の主な原因であり、これらの病態が続くと動脈硬化や腎硬化症(慢性腎臓病の一つ)の発症リスクが高まります。最終的には末期腎不全に至り、透析療法や腎移植が必要になることがあります。

また、高尿酸血症や尿路結石症も CKD につながることがあります。尿酸は代謝の過程で生成される物質で、通常は尿や便として排泄されます。しかし、尿酸が過剰に生成された場合や排泄が低下した場合には体内の尿酸値が上昇し、尿酸が結晶化して関節や腎臓に堆積します。その結果、激しい痛みを伴う痛風、尿路結石や腎の損傷による腎機能の低下につながる可能性があります。

CKD を予防するためには「定期健診」と「生活習慣の改善」が重要です。定期健診の尿検査(たんぱく 尿や血尿の有無)と血液検査(血清クレアチニン、血糖値、HbA1c、尿酸値)、血圧検査により、腎機能の把握と、CKD につながる病気を早期に発見できます。腎機能の検査結果に異常が見られた場合や、すでにむくみや尿の変化、体のだるさなど体に異常が出ている場合には医療機関の受診が必要です。

また、喫煙、過度の飲酒、運動不足、不規則な生活がある場合は特に注意が必要です。これらの生活 習慣を一つでも改善することができれば CKD の予防につながるだけでなく、生活習慣病やがんなど様々な病 気の予防につながります。

### 慢性腎臓病(CKD)のリスク因子

#### コントロール可能 (改善する可能性がある)

- 高血圧
- 脂質異常症
- 糖尿病肥満
- メタボリック シンドローム
- シンドローム
- 膠原病感染症
- 密架症
   高尿酸血症
- 局冰阪皿型
   尿路結石

#### コントロール不可能

- 加齢
- CKDの家族歴
- 腎形成異常
- 過去の健康診断において尿 異常や腎機能異常と診断
- 急性腎不全の既往 など

NSAIDS(エヌセイズ:非ステロイド性抗炎症薬)や抗菌薬などの薬物もリスク因子になることがある

公益財団法人日本医療機能評価機構 Minds ガイドラインライブラリの図を一部改編 【参照元】

生活習慣

• 運動不足

ストレス

飲酒

喫煙

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

https://www.ncvc.go.jp/hospital/pub/knowledge/disease/nierenkrankheit/

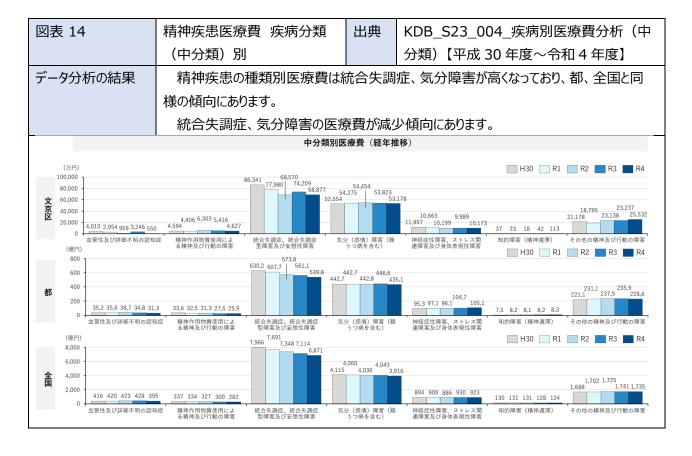
公益財団法人 日本腎臓財団

http://www.jinzouzaidan.or.jp/jinzou/jinzou\_2.html

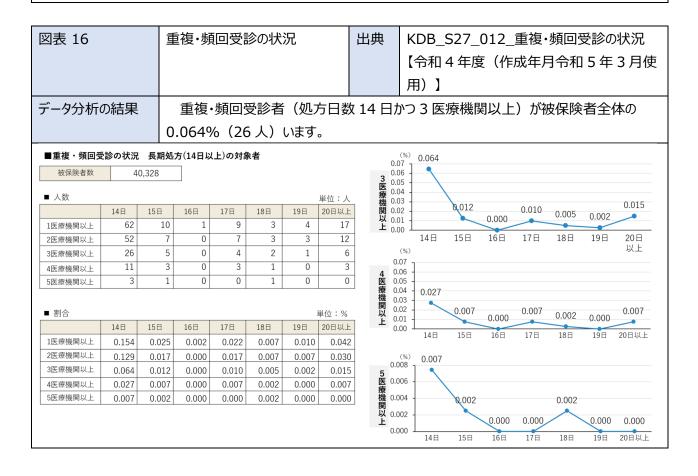
公益財団法人日本医療機能評価機構 Minds ガイドラインライブラリ

https://minds.jcqhc.or.jp/n/pub/3/pub0067/G0000542/0006

図表	₹ 13	悪性新生物(がん)医療費	出典	KDB_S23_005_疾病別医療費分析(細						
		悪性新生物(がん)種類別		小(82)分類)【平成 30 年度~令和 4 年						
				度】						
デー	データ分析の結果 悪性新生物(がん)の部位別医療費は、肺がん(66,543 万円)が高く、次に乳									
		ん(53,413 万円)、大腸がん	(37,09	3 万円)の順となっています。						
		肺がん、乳がんは都、全国は枕	黄ばい傾向	]にあるのに対して、増加傾向となっています。						
		細小分類別医	療費(経年推移	3)						
	(万円) 70,000 1 57,561 66,54	13		☐ H30 ☐ R1 ☐ R2 ☐ R3 ☐ R4						
文京区	55,796 57.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.5 57.	48,220 45,930 44,005 46,834 15,727 9,955 15,397 13,598 16,962 1	4,256 13,540 12,740 13,863	42,665 40,170 53,413 41,792 44,21 1,523 4,131 3,483 3,216 1,696 1,423 4,423 4,300 5,160						
	肺がん (億円)	胃がん 大腸がん	前立腺がん	子宮頸がん 子宮体がん 乳がん ■ H30 ■ R1 ■ R2 ■ R3 ■ R4						
都	500 500 454 454 487 487 487 487 487 487 487 487 487 48	398 382 359 362 337	.77 178 186 184 前立腺がん	29 30 29 28 28     33 35 35 37 45       子宮頚がん     子宮体がん						
全国	(億円) 5,000 5,000 4,584 4,000 3,000 2,000 1,000 8,507 8,134 5,215 4,81 4,81 4,81 4,81 4,81	3,727 3,523 3,531 3,297	1,919 1,821 1,954 前立腺がん	H30 R1 R2 R3 R4  2.843 2.797 2.900 2.950  240 239 227 226 227 287 295 291 301 373  子宮孫がん 子宮体がん 乳がん						



図表 15	後発医薬品	の使用割合	出典	割合※厚		から6ヶ月	毎に発表	
データ分析の結果		 薬品の使用割合は 『の使用割合(76.		にあり、	令和 4 年	9 月時点	では 71.3	3%となって
(%) 86 84 82 80 78 76 74 72 70 68 66 64 62 63.3 60 58	71.2 7	74.1 1.8 68.7	75.0 69.4	75.8	75.7	75.8	76.8 71.3	文京区 → 都
54 52 50 H30.9	H31.3 R0	01.9 R02.3	R02.9	R03.3	R03.9	R04.3	R04.9	_



図表 17		重複・多	多剤処方の	状況		出典	KDB_S27_013_重複・多剤処方の状況
						【令和4年度(作成年月令和5年3月使	
							用)】
データ分析	が結果	14 [	日以上の薬	剤を処	方されて	ている患者	が数を薬剤数別にみると、6 剤で 1,106 人
		(2.7%	。)、10 剤で	: 411 .	人(1.0	%)、15 i	剤以上では 388 人(1.0%)となっています。
 ■重複・多剤	処方の状況	(処方日数14日	日以上に該当)	の対象者			
	被保険者数	40.328		(%) 2.8 -	2.7		
		40,328		2.6 -	•		
			単位:人、%	2.4 -		2.2	
	薬剤数	該当者数	割合	2.2 -		2.2	
	6剤	1106	2.7	2.0 -		$\overline{}$	
	7剤	878	2.2	1.8 -		1.6	<u> </u>
	8剤	657	1.6	1.6 -			
	9剤	543	1.3	1.4 -			1.3
	10剤	411	1.0	1.2 -			1.0
	11剤	314	0.8	1.0 -			0.8
	12剤	240	0.6	0.8 -			0.6
	13剤	149	0.4	0.6 -			0.4
	14剤	141	0.3	0.4 -			0.3
	15剤以上	388	1.0	0.2 - 0.0 -			
Ì				0.0	6剤	7剤 8剤	9剤 10剤 11剤 12剤 13剤 14剤 15剤

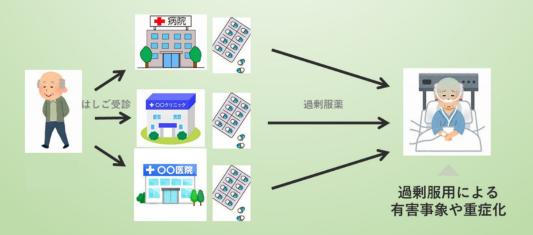
## 患者の安全を守り、医療費の適正化へつながる医薬品関連施策 ~後発医薬品の普及メリットと重複・多剤のリスクとは?~

後発医薬品は、先発医薬品と効果や安全性が同等であるものとして、先発医薬品の特許が切れた後に製造販売が承認された医薬品です。一般的に先発医薬品に比べて薬価が安いため、後発医薬品の普及が進めば、"患者負担の軽減"と、"高騰する医療費の改善"につながるとされています。現在の後発医薬品の使用割合は全国平均で79.94%(令和4年9月診療分,厚生労働省)と報告されており、国の目標である80%までわずかとなっています。

また、医療費適正化には「重複・多剤」への対策も有効です。厚生労働省の試算では、令和 5 年度 時点で、後発医薬品普及と重複・多剤への対策により約 4,600 億円の適正化効果額が見込まれてい ます。

「重複・多剤」とは、患者が複数の医薬品を同時に服用している状態を指します。「重複」は"同じ"効能効果のある医薬品が複数処方されている状態で、「多剤」は数多くの薬を服用することにより、有害事象を引き起こす状態を指します。「多剤」に厳密な数の定義はありませんが、高齢者の安全な薬物療法ガイドラインによると6剤以上処方されることにより"有害事象"のリスクが増大することが報告されています。"有害事象"とは例えば「ふらつき・転倒」、「認知機能低下」、「食欲不振」など、薬物を投与された患者に生じたあらゆる好ましくない、あるいは意図しない微候、症状、または病気が該当します。「多剤」は特に高齢者で起こりやすく、ふらつき・転倒がきっかけで寝たきりになる危険性もあることから、重複・多剤を解消することが重要です。

「重複・多剤」へは主に二つの対策があります。一つは、お薬手帳の普及をすすめて、薬局薬剤師が患者の重複・多剤に気づきやすくします。もう一つは、患者自身が複数の医療機関を受診している際に不適正な服薬が発生しうることを認識し、懸念があるときには薬局薬剤師にすぐに相談できる環境を整えることです。



#### 【参照元】

第三期医療費適正化計画(2018~2023年度)について

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000190972.pdf

保険者のためのポータルサイト JMDC STORIES

https://stories.jmdc.co.jp/blog/2102-1

図表 18	特定健康診査受診率	出典 特定健診・特定係	R健指導実施結果総括表						
	★東京都共通指標	【平成 30 年度~令和 4 年度】							
データ分析の結果	令和2年度に新型コロナウイ	スの影響で低下しましたが、	令和 4 年度に 43.5%まで						
	上昇しています。ただし、コロナ禍	前の水準まで戻っておらず、	引き続き対策が必要です。						
	男女別でみると、どの年代にお	どの年代においても女性の受診率が高くなっています。							
	(令和 4 年度参考:都 42	%、全国 36.4%)							
全体		性・年齢階層別受診率							
(人) 16,000 14,000 12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 11,186 10,944 9,6	43.0% 43.5% 50 60 45 50 40 40 40 35 30 20 25 10 H30R1 R2 R3 R4		- 受診率 (男性) - 受診率 (女性) - 受診率 (女性) - 対象率 (力) - 対象						
2,000 -	5 年齢 H30 0 40-44 25	男性 R1 R2 R3 R4 H3 25.7 21.8 23.4 21.7 3	女性						
H30 R1 R:	70 44 25.	25.8 20.7 24.6 24.6 3	22.7 31.0 26.5 34.0 32.2 32.2 33.2 29.3 33.3 34.6 40.0 40.8 33.4 39.0 37.0						
	単位:人 55-59 34.	35.4 31.4 33.2 32.2 4	2.8 45.2 36.5 40.7 40.3						
H30 R1 F 特定健康	R2 R3 R4 60-64 41.		50.6         48.6         43.8         49.2         49.7           54.8         55.0         47.9         51.4         53.5						
	1,189 23,489 22,024 70-74 53. 合計 40.	52.4 47.4 49.5 50.7 5	64.6     53.0     47.9     51.4     53.5       57.7     57.6     51.5     54.7     55.3       48.7     48.9     42.9     47.1     47.4						

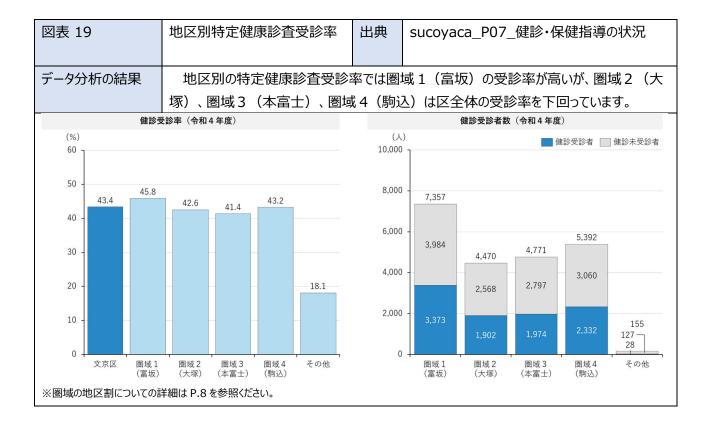
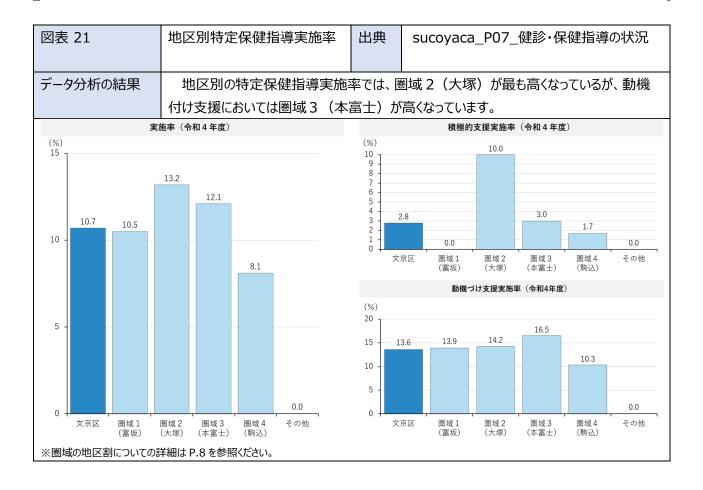
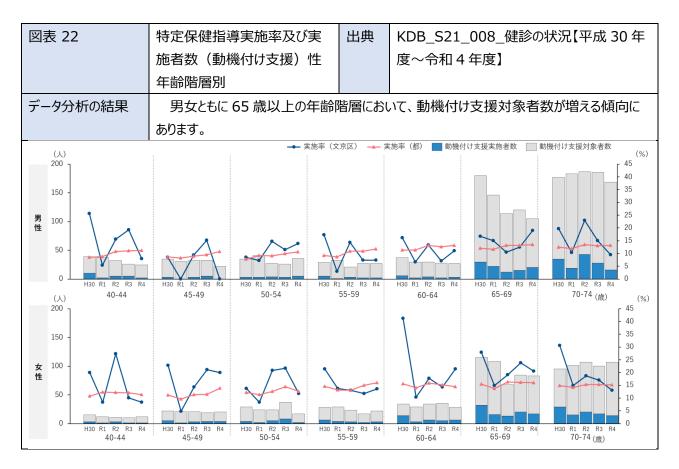
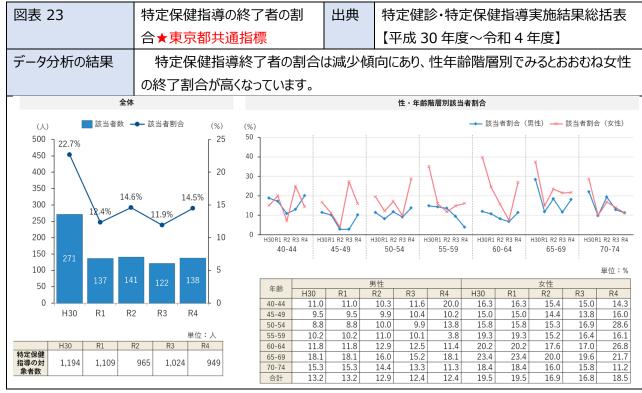


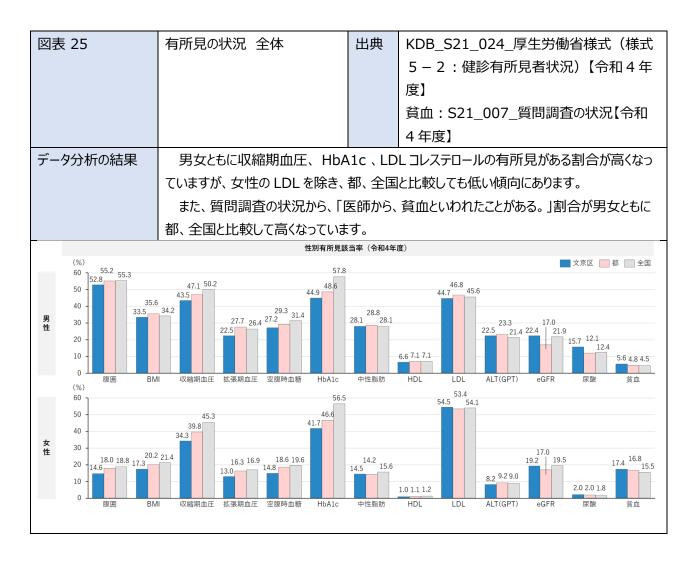
図	表 20		特定保健指導実施率及	び実	出典	KDB_S21_008_健診の状況【平成 30年
			施者数(積極的支援)	性年		度~令和4年度】
			齢階層別			
デー	-タ分れ	斤の結果	すべての年齢階層にお	いて、女	性よりも見	月性のほうが積極的支援対象者は多くなってい
			ます。有所見の状況【図表	表 25】と	併せてみ	ると、男性のほうが女性に比べ腹囲、BMI、中
			性脂肪、尿酸の項目で大	幅に該	当率が高	<b>らくなっています。</b>
男性    女性	(A) 70 60 - 50 - 40 - 30 - 20 - 10 - 0  (A) 70 60 - 50 - 40 - 30 - 20 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1	H30 R1 R2 40-44	R3 R4 H30 R1 R2 R3 R4 45-49	H30 R1	R2 R3 R4 50-54	実施率(都) 積極的支援実施者数 積極的支援対象者数 (%) 70 60 - 50 - 40 - 30 - 20 10 0 60 - 55-59 (%) 70 60 - 50 - 40 - 30 - 20 - 40 - 30 - 20 - 40 - 30 - 20 - 40 - 30 - 20 - 40 - 30 - 20 - 40 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 10 - 10 - 30 - 20 - 20 - 10 - 30 - 20 - 20 - 10 - 30 - 20 - 20 - 10 - 30 - 20 - 20 - 10 - 30 - 20 - 20 - 30 - 20 - 20 - 30 - 3

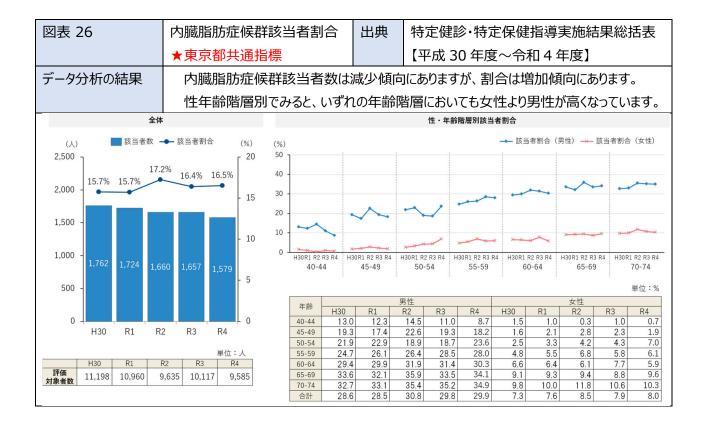


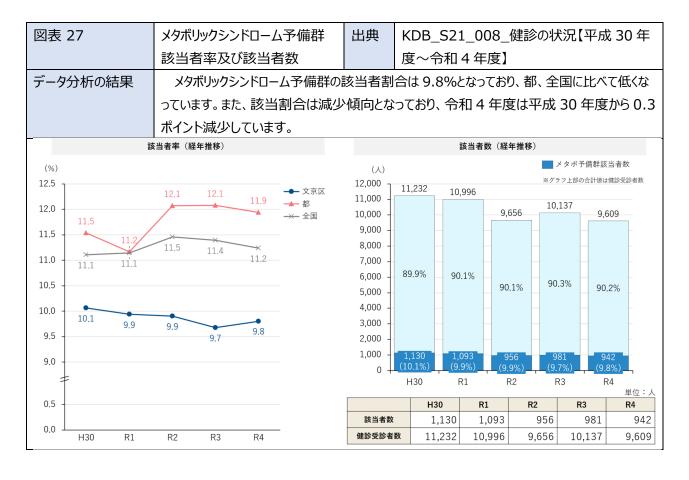




#### 図表 24 特定保健指導による特定保健 出典 特定健診・特定保健指導実施結果総括表 指導対象者の減少率 【平成30年度~令和4年度】 ★東京都共通指標 データ分析の結果 前年度の特定保健指導利用者のうち当該年度特定保健指導の対象者でなくなった方 の割合は31.3%となっています。 全体 性・年齢階層別該当者割合 ■ 該当者数 → 該当者割合 → 該当者割合(男性) (人) (%) 該当者割合(女性) 100 100 35 31.3% 30 27.1% 80 24.69 25 40 60 20 20 15 40 H30R1 R2 R3 R4 40-44 45-49 50-54 55-59 60-64 65-69 10 20 単位:% 5 在齡 R4 H30 22.2 33.3 40-44 37.5 31.3 40.0 14.3 0.0 0.0 33.3 0.0 0.0 H30 R1 R2 R3 R4 15.8 45-49 75.0 33.3 25.0 0.0 20.0 0.0 0.0 50.0 20.0 50.0 20.0 100.0 15.4 25.0 0.0 20.0 30.0 50-54 11.1 26.7 20.0 22.2 単位:人 30.8 28.6 0.0 50.0 30.0 42.9 33.3 40.0 55-59 0.0 R1 R2 R3 R4 33.3 0.0 60-64 28.6 0.0 0.0 25.0 38.5 20.0 33.3 昨年度の 65-69 31.6 50.0 25.0 40.6 46.2 33.3 特定保健 指導の利 5.6 17.5 221 209 107 142 128 70-74 33.3 23.7 34.8 40.0 23.1 41.2 合計 32.8 28.1 24.6 26.8 31.2 40.9 18.9 39.0 用者数







図表 28	地区別メタボリックシンドローム	出典 sucoyaca_P07_健診・保健指導の状況
	該当者率及び予備群該当者	
	率	
データ分析の結果	地区別メタボリックシンドローム	
	(大塚)が最も低くなっています	。メタボ予備群該当者率はいずれの地区においても区全
	体と同水準となっています。	
メタボ記	亥当者率(令和4年度)	メタボ予備群該当者率(令和4年度)
20	18.7	20
16.5 16.3	16.1	15 -
10 -	10.7	9.8 9.2 9.2 9.2 7.1
5 -		5 -
文京区 圏域1 (富坂) ※圏域の地区割についての記	圏域2 圏域3 圏域4 その他 (大塚) (本富士) (駒込)	文京区     園域1     園域2     園域3     園域4     その他       (富坂)     (大塚)     (本富士)     (駒込)

図	表 29	問診の状況(運動	协) 全体	出典	KD	B_S	521_0	07_質	質問票	調査の	り状況	【平成
	★東京都共通指標				30	年度	夏~令	和4年	F度】			
デー	-タ分析の結果	運動習慣の問題	②回答結果は、	男女と	もにすん	べての	の項目	で都、	全国と	比較し	て低く	くなって
		おり、良好な状況と	言えます。									
		経年での増減が	大きい項目は、	男女	ともに「き	步行:	速度遲	醒い]と	なっては	らり、平	☑成 30	) 年度
		から令和4年度に	かけて 2 ポイン	小以上	増加し	てい	ます。					
		問診の状況(令和4年度)					問診	の状況(	経年推移	)		
	(%)		文京区 一都 一全	玉								単位:%
	70 60 56.9 60.7 58.	2			有所見		H30	R1	R2	R3	R4	H30-R4
	60 - 56.9 58.	46.1 48.3 48.7	44.3 48.9 50.3		13770		割合	割合	割合	割合	割合	増減
男性			44.5		1回30分以上 運動なし	男性	57.5	56.6	56.8	57.8	56.9	-0.6
	20 - 10 -				連動なし	女性	58.6	58.1	60.7	60.8	59.9	1.3
	1回30分以上運動な	なし 1日1時間以 上運動なし	歩行速度遅い		1日1時間以	男性	46.4	45.4	47.2	46.2	46.1	-0.3
	(%) 70 60 59.9 61.7 62.	2	入示心	—   	上運動なし	女性	40.8	41.1	44.3	43.2	40.9	0.1
女性	50 - 40 -	45.6 47.4	47.3 51.2	2		男性	42.3	42.8	43.7	44.0	44.3	2.0
	30 - 20 - 10 -				遅い	女性	39.7	39.3	42.3	41.7	41.8	2.1
	1回30分以上運動な	なし 1日1時間以 上運動なし	歩行速度遅い	<u></u>								

## 適切な運動量について

特定健康診査の質問票には、運動について①はい、②いいえで回答する3つの質問があります。3つの質問とは、「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施」、「日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施」、「ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い」ですが、これら3つの質問の回答の組み合わせで、健康を維持するための"身体活動基準"を達成しているかどうかを確認できます(下図)。

この身体活動基準は、国民向けのガイドラインである「健康づくりのための身体活動基準 2013 (アクティブ ガイド 2013) 」に掲載されています。この身体活動基準の達成のために「10 (プラステン) : 今より 10 分多く体を動かそう」がメインメッセージとして理解しやすくまとめられています。これは、多くの研究成果をメタ解析した結果、今よりプラス 10 分体を動かすことで、「死亡のリスクを 2.8%」「生活習慣病発症を 3.6%」「ガン発症を 3.2%」「ロコモ・認知症の発症を 8.8%」低下させることが可能であることが示唆されていることによります。

現在、国において、身体活動や運動の更なる推進のため、最新の科学的知見に基づき、「健康づくりのための身体活動基準 2013 (アクティブガイド 2013) 」の改定が進められています。

個人差はありますが、強度や量を調整して、可能なものから取り組み、今より少しでも多く身体を動かしましょう。



厚牛労働省「健康づくりのための身体活動基準 2013 (アクティブガイド 2013) より

#### 【参照元】

e ヘルスネット アクティブガイド

https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/policy/p-001.html

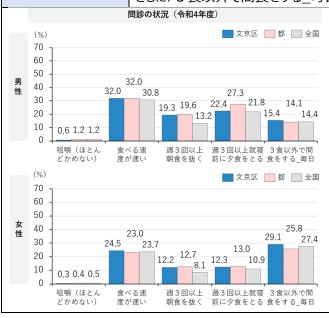
第2回健康づくりのための身体活動基準・指針の改定に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001140562.pdf

# 図表 30 問診の状況(食事)全体 出典 KDB\_S21\_007\_質問票調査の状況【平成 ★東京都共通指標 30 年度~令和 4 年度】

#### データ分析の結果

食事の問診回答は、男性は「食べる速度が速い」、「週3回以上就寝前に夕食をとる」の割合が多く、女性は「3食以外で間食をする\_毎日」、「食べる速度が速い」の割合が多くなっています。都と比較すると、男性は「週3回以上就寝前に夕食をとる」が少なく、男女ともに「3食以外で間食をする\_毎日」が多くなっています。



							単位:%	
有所見		H30	R1	R2	R3	R4	H30-R4 増減	
ниж		割合	割合 割合 割合		割合	割合割合		
咀嚼(ほとん	男性	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	-0.1	
どかめない)	女性	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.0	
食べる速度が	男性	32.7	33.8	33.5	33.6	32.0	-0.7	
速い	女性	25.0	24.6	25.0	25.2	24.5	-0.5	
週3回以上	男性	17.8	18.1	17.6	19.2	19.3	1.5	
朝食を抜く	女性	10.4	10.8	10.8	12.1	12.2	1.8	
週3回以上 就寝前に夕食	男性	23.7	24.0	22.0	21.5	22.4	-1.3	
をとる	女性	14.3	13.9	12.1	11.5	12.3	-2.0	
3 食以外で 間食をする	男性	13.4	14.5	14.2	15.9	15.4	2.0	
毎日	女性	27.0	27.5	27.7	28.7	29.1	2.1	

問診の状況 (経年推移)

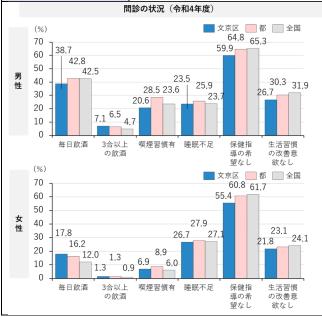
図表 31	問診の状況(飲酒、喫煙、保
	健指導の希望、生活習慣改善
	意欲)全体
	★東京都共涌指標

KDB\_S21\_007\_質問票調査の状況【平成30年度~令和4年度】

#### データ分析の結果

その他の問診回答では、男性は「保健指導の希望なし」、「毎日飲酒」の割合が多く、 女性は「保健指導の希望なし」、「睡眠不足」の割合が多いです。経年での増減が大きい 項目は、女性の「保健指導の希望なし」(+2.9 ポイント)、男性の「保健指導の希望なし」 (+2.2 ポイント)、男性の「毎日飲酒」(-2.6 ポイント)となっています。

出典



							単位:%
有所見		H30	R1	R2	R3	R4	H30-R4
13777	<u>'</u>	割合	割合	割合	割合	割合	増減
毎日飲酒	男性	41.3	40.5	40.7	39.1	38.7	-2.6
<b>井口</b> 队/自	女性	17.1	17.7	17.6	18.0	17.8	0.7
3合以上の	男性	7.0	7.7	6.8	6.5	7.1	0.1
飲酒	女性	1.4	1.4	1.0	1.1	1.3	-0.1
喫煙習慣有	男性	21.2	22.5	21.6	20.8	20.6	-0.6
大柱目限节	女性	7.2	7.9	7.3	7.0	6.9	-0.3
睡眠不足	男性	23.4	24.1	21.8	21.6	23.5	0.1
REHUL-1-VE	女性	28.5	28.4	25.2	25.8	26.7	-1.8
保健指導の	男性	57.7	58.6	60.4	59.3	59.9	2.2
希望なし	女性	52.5	52.4	54.1	53.9	55.4	2.9
生活習慣の 改善意欲	男性	26.9	27.3	26.2	26.2	26.7	-0.2
なし	女性	23.5	22.7	22.1	21.9	21.8	-1.7

## 自分に最適な食事の量とバランスを知って健康な体を手に入れよう

食生活や生活習慣が多様化した現在では、過食や運動不足による「肥満」や「メタボリックシンドローム」がある一方で、不健康なダイエットなどによる「やせ」も社会問題となっています。楽しく健康でいきいきと過ごすためには、適切な体重の認識と体重管理が大切です。

自身が適正体重かどうかは、現在のご自身の体重と身長から BMI(Body Mass Index)を計算することでわかります。計算式は BMI = 体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)です。日本肥満学会の定めた基準では、BMI が 18.5 未満は「低体重(やせ)」、18.5 以上 25 未満は「普通体重」、25 以上は「肥満」としており、BMI が 22 になるときの体重が最も病気になりにくい状態(標準体重)であるとされています。

肥満、やせを予防し、標準体重で健康な状態を維持するためには、食事の"量と質"が重要で、下図の「食事バランスガイド」が参考になります。「食事バランスガイド」とは、一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいのかを考える際の参考とするため、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。毎日の食事を主食/副菜/主菜/牛乳・乳製品/果物の5つに区分し、さらに水・お茶・菓子・嗜好飲料・運動についてもイラストで表現しています。下図は、高齢者を除いた身体活動レベルが「ふつう」以上の成人女性や身体活動レベルが低い成人男性の食事量の一日分の目安です。食事量の目安は年齢と性別、そして日常の身体活動レベルによって異なります。



ご自身の身体を健康に保つためにも、BMIを計算して適正体重を確認し、「食事バランスガイド」でご自身に最適な一日の食事量とバランスをチェックしてみましょう。

#### 【参照元】

食事バランスガイド 厚生労働省

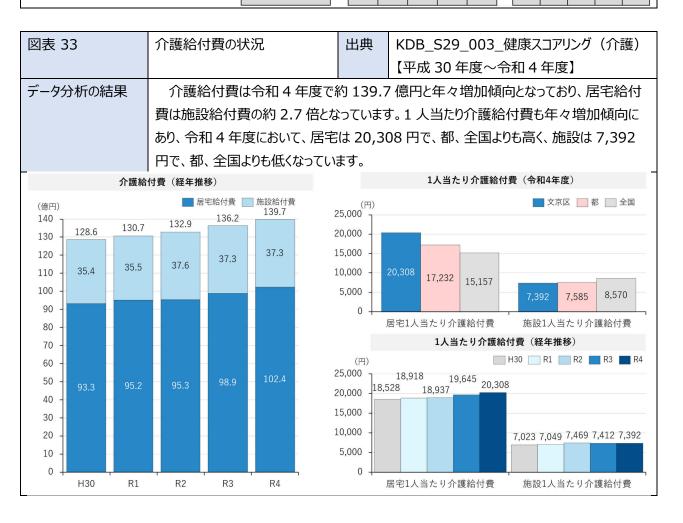
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/pdf/eiyou-syokuji7.pdf

e ヘルスネット 厚生労働省

https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/metabolic/ym-002.html

https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/food/e-03-007.html

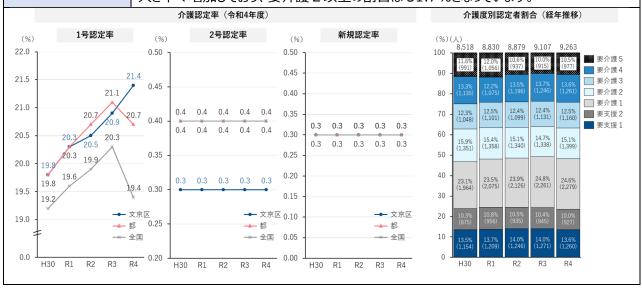
図表 32	健診・レセプトの突合分析	出典	KDB_	S21_	_027	厚生的	<b>労働</b> 征	<b>省様</b>	式 (7	様式
			5 – 5	: 糖原	尿病等:	生活習	習慣網	<b>丙予</b>	坊のた	こめ
			の健診	•保健	指導)	【平瓦	ኔ 30	年度	₹~수	和
			4年度】							
データ分析の結果	被保険者を健診受診有無及び	び生活習	慣病治療	<b>寮状況</b>	に応じ	て5セ	゚゚゚゚゙゙゚゙゚゙゙゚゙゚゙゙゚゙゚゚゙゚゙゚゚゙゚ヹ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ントに	分類	しま
	┃ ┃した。「健診未受診者かつ治療な	:し」の割 <sup>-</sup>	」」の割合が 23.9%であり、突発的に高額な医療費が							
	   発生するリスクの高いセグメントです	す。(令	和4年度	复)						
	   健診受診又は医療機関への受	を診を促	し、健康物	犬態の	把握を	する必	要が	ある	波保[	険者
	が含まれます。									
			<b>人</b> 数 (人)	١			鲁	割合 (%)		
		H30	R1 R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
健診対象者	生活習慣病 治療中 コントロール不良	4,836	4,696 4,312	4,462	3,959	19.3%	19.2%	17.8%	18.9%	17.9%
	生活習慣病 ・ 治療中 コントロール良	3,926	3,890 3,352	3,622	3,672	15.6%	15.9%	13.8%	15.4%	16.6%
	治療なし	2,470	2,410 1,992	2,053	1,978	9.8%	9.9%	8.2%	8.7%	8.9%
	生活習慣病	7,723	7.577 8.119	7,764	7.233	30.8%	31.0%	33.5%	33.0%	32.7%
	健診未受診者	1,123	7,377 0,113	1,104	1,233	30.070	01.070	00.070		



図表 34	介護認定率、介護度別認定	出典	KDB_S21_001(地域の全体像の把握)
	者数割合		【平成 30 年度~令和 4 年度】
			KDB_S24_001(要介護(支援)者認定
			状況)【平成 30 年度~令和 4 年度】
			17 (7) 17 13 (3 G T T X T T T T X Z

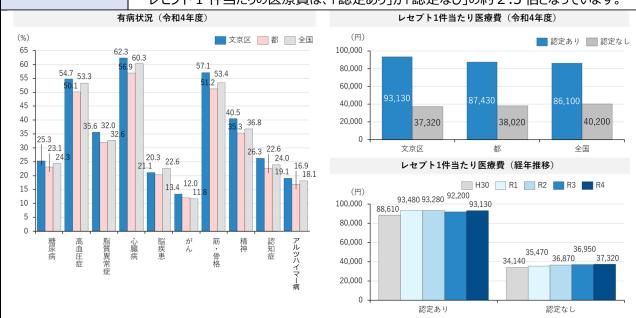
データ分析の結果

1号認定率は21.4%と、都(20.7%)、全国(19.4%)より高くなっています。新規認定率は0.3%と都、全国と同程度となっています。介護認定者は令和4年度で9,263人と年々増加しており、要介護2以上の割合は51.7%となっています。



図表 35要介護認定者の状況出典KDB\_S21\_001\_地域の全体像の把握【平成 30 年度~令和 4 年度】データ分析の結果要介護認定者の有病状況は、心臓病、筋・骨格、高血圧症、精神の順で高くなっています。

レセプト1件当たりの医療費は、「認定あり」が「認定なし」の約2.5倍となっています。



※有病状況「心臓病」は、「傷病関連コード一覧」の「5. レセプト表記区分の設定条件一覧」の「レセ表記」心臓病」 を満たすレセプト(I01:心臓併発症を伴うリウマチ熱~I020:心臓併発症を伴うリウマチ性舞踏病、I05~ I09:慢性リウマチ性心疾患、I10~I15:高血圧性疾患、I20~I25:虚血性心疾患、I27:その他の肺性心疾患、I30~I52:その他の型の心疾患)を集計していることから、高血圧性疾患が含まれています。

## 第2章

## 第2期データヘルス計画

## 第2章 第2期データヘルス計画

### 1. 主な課題の整理と対策の方向性

第1章の分析結果をもとに、計画全体の目標、課題及び優先的に取り組む対策について整理します。

### 1-1. 課題と対策の方向性及び優先的に取り組む対策

	健康課題等	優先	対応する 保健事業 番号
A	死因割合のうち、がんの占める割合は 53.4%と、都(51.4%)、全国(50.6%)よりも高く、また、大分類における医療費構成割合も新生物が 17.2%と最も高く、都(15.7%)、全国(16.8%)と比べても高くなっている。 部位別にみると、肺がん(66,543 万円)、乳がん(53,413 万円)、大腸がん(37,093 万円)の順に医療費が多く、肺がん、乳がんは経年で増加傾向となっている。 早期発見によって、医療費抑制及び QOL の維持が見込まれるため、がん検診受診を促すことが重要である。		10
В	悪性新生物(がん)に次いで、腎不全の医療費割合が高い。患者千人当たり透析患者数は、6.5 人となっており、都(5.8 人)、全国(6.4 人)よりも高くなっている。腎機能の 検査項目である eGFR の有所見割合は、男性(22.4%) では都(17.0%)、全国(21.9%)より、女性(19.2%) では都(17.0%)よりも高く、経年で増加傾向である。ま た、腎機能低下を招く高尿酸血症は、悪化すれば腎不全へ進行する可能性がある。尿酸値の有所見割合は男性において都、全国よりも高い。そのため、eGFR と尿酸値の有所 見の段階で病院を適切に受診すること、及び糖尿病患者の重症化予防対策が必要である。	1	1,4,5,6
С	生活習慣病関連疾患の医療費上位は、慢性腎不全(11.4%)、糖尿病(8.0%)、高血圧症(5.1%)、脳疾患(3.4%)、脂質異常症(4.4%)となっている。特に、高血圧、脂質異常症の外来医療費、脳出血の入院医療費は都より多い。男女別に確認すると、男性は糖尿病、高血圧、脳梗塞、狭心症、女性は脂質異常症の医療費が高い傾向にある。糖尿病は男女共に65歳以上で、高血圧は男女共に65歳以上で、脂質異常症は男女共に65歳以上で急増している。検査項目の状況は、腹囲、BMI、HbA1c、空腹時血糖値、血圧の有所見割合は都、全国より低いものの、女性のLDLコレステロール値は都、全国より高い。 生活習慣の状況は、特に「3合以上の飲酒」に該当する男性、「毎日飲酒」に該当する女性の割合が都、全国より高い。("過度の飲酒"は腎不全や悪性新生物(がん)のリスク要因)三大生活習慣病の重症化により、慢性腎不全、脳梗塞、心筋梗塞等の重症疾患に移行し、介護リスクも上がるため、重症化予防が必要である。	✓	1,2,3,4,9
D	健康状態が不明な人(健診未受診かつ医療機関での治療のない人)が 23.9%存在する。令和 4 年度の特定健康診査の受診率は 43.5%であり、都(42.9%)、全国 (36.4%)よりも高いが、国の目標値 60%には及ばない。また、健診未受診かつ生活習慣病治療中の人が最も多く 32.7%存在するが、治療中以外の他の病気の発見が 遅れる可能性があるため、医療機関受診者であっても健診受診につなげていく必要がある。	✓	1,2,9
E	健診受診者のうち生活習慣病治療中でコントロール不良の人が 17.9%存在する。これらの方は医療機関を適切に受診していない(治療を中断している等)可能性が考えられ るため、医療機関への適正な受診行動を促す必要がある。		3,4,6
F	後発医薬品の使用割合は、71.3%(令和 4 年 9 月実績)と、国の目標値 80%より低く、都(76.8%)よりも低い状況となっている。先発医薬品からの切り替えを促す通 知を送る等、行動変容を促し、医療費適正化を図る必要がある。		7
G	重複・多剤処方対象者は、「処方日数 14 日以上」かつ、「6 剤」は被保険者全体の 2.7%(1,106 人)、「10 剤」が 1.0%(411 人)、「15 剤以上」は 1.0%(388 人)存在する(令和 5 年 3 月診療分)。特に多くの種類を服用している方は重複服薬・併用禁忌等の発生リスクが高く薬害による医療費がかかる可能性があるため、服薬内 容の見直しや受診行動の適正化を促し、医療費適正化及び健康維持を図る必要がある。	✓	8

### 《計画全体の目的》

生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせるよう、健康の保持・増進に取り組むとともに、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸を目指すことで、被保険者一人ひとりの生活の質(QOL)の向上に取り組みます。

加えて、これらの取組を通じて医療費の適正化につなげることで、被保険者の負担軽減、 国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。

#### ※ 国民健康保険被保険者以外を含む、広く住民を対象とする事業。

保健事	<b>市</b>	<b>市</b>	重
業番号	事業分類	事業名	点
1	特定健康診査	特定健康診査事業	✓
2	健康教育·健康相談	被保険者への健康増進意識啓発事業	
3	健康教育·健康相談	生活習慣病の軽度リスク者対策	
4	特定保健指導	特定保健指導事業	<b>~</b>
5	重症化予防(受診勧奨)	糖尿病性腎症重症化予防事業(受診勧奨)	✓
6	重症化予防(保健指導)	糖尿病性腎症重症化予防事業(保健指導)	✓
7	後発医薬品利用促進	医療費適正化対策事業	
8	重複·頻回受診、重複服薬者対策	重複多剤服薬対策事業	✓
9	健康教育·健康相談	(住民)健康づくり普及啓発事業 ※	
10	その他	(住民) がん対策 ※	

			計画策定時実績			目標個	直		
	計画全体の目標	計画全体の評価指標	2022	2024	2025	2026	2027	2028	2029
			(令和 4)	(令和 6)	(令和 7)	(令和 8)	(令和 9)	(令和 10)	(令和 11)
i	生活習慣病の早期発見及び軽度リスク者対策	生活習慣の改善意欲がある人の割合の向上	76.3%	76.5%	76.7%	76.9%	77.1%	77.3%	77.5%
		特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率の増加	31.3%	31.5%	32.0%	32.5%	33.0%	33.5%	34.0%
		状態不明者割合の減少	23.9%	23.6%	23.3%	23.0%	22.7%	22.4%	22.1%
ii	生活習慣病の重症化による人工透析患者数の減少	eGFR の有所見該当率の減少	男性 22.4%	男性 21.4%	男性 20.5%	男性 19.6%	男性 18.7%	男性 17.8%	男性 17.0%
			女性 19.2%	女性 18.7%	女性 18.3%	女性 17.9%	女性 17.6%	女性 17.3%	女性 17.0%
		尿酸の有所見該当率の減少	男性 15.7%	男性 15.1%	男性 14.5%	男性 13.9%	男性 13.3%	男性 12.7%	男性 12.1%
			女性 2.0%	女性 1.9%	女性 1.9%	女性 1.9%	女性 1.8%	女性 1.8%	女性 1.8%
iii	悪性新生物(がん)の早期発見・早期治療	悪性新生物(がん)による死因割合の減少	53.4%	52.9%	52.4%	51.9%	51.4%	51.0%	50.6%
		悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費	50,560円	48,969 円	47,377円	45,786円	44,194 円	42,603 円	41,011 円
iv	医療費適正化	後発医薬品利用割合の向上	71.3%	73.5%	75.7%	77.9%	80.1%	82.3%	84.4%
		15 剤以上服薬者の割合の減少	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%

## 1-2.計画全体の目標に係る評価の定義等

生活習慣の改善意欲がある人の割合の向上  「分子」標準的な質問票 21 で②改善するつもりである(概ね 6 か月以内)③近いうちに(概ね 1 か月以内)の改善するつもりであり、少しずつ始めているの既に改善に取り組んでいる(6 か月末満)。 (5)既に改善に取り組んでいる(6 か月以上)」と回答した者の数  (分明)質問票集に回答者数  政善の方針  副合婚加にて改善 日標値の根拠  が助明計画期間の過去 5 年間の最高値 76.5%から 1.0 ボイント増加を最終年度の目標値とする。 特定保健指導による特定保健指導列象者の減少率の増加  (分明)昨年度の特定保健指導の利用者数  とさら方針  副合婚加にて改善 日標値の根拠  が表示明者割合の減少  が悪不明者割合の減少  が悪不明者割合の減少  が悪不明者割合の減少  が悪不明者割合の減少  が悪の方針  割合機力にて改善 日標値の根拠  特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。  4 年度の和の減少  が単価の定義  対定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。  4 年度の相の表別  ・特定健康診査受診者のうち「GGFR」にて有所見がみられた者の割合  改善の方針  割合減少にて改善 日標値の根拠  今和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。  既認の有所見と当率の減少  評価の定義  対定健康診査受診者のうち「尿検」にて有所見がみられた者の割合  改善の方針  割合減少にて改善 日標値の根拠  今和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。  悪性新生物 (がん) による死因割合の減少  評価の定義  が、	- 大田県の本美	= 辛物がもストの割合の点 L
評価の定義	生活習慣の改善	
評価の定義		
改画の方針 割合増加にて改善 日標値の根拠 前期計画期間の過去5年間の最高値76.5%から1.0 ポイント増加を最終年度の目標値とする。 特定保健指導プレス等に保健指導対象者の減少率の増加 評価の定義 【分子)分母のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【分子)分母のうち、今年度、特定保健指導の利用者数 と改画の方針 割合増加にて改善 問期計画期間の過去5年間では増加傾向にあるため、数値の維持・向上を目指し目標値を設定する。 と表して改善 日標値の根拠 前期計画期間の過去5年間では増加傾向にあるため、数値の維持・向上を目指し目標値を設定する。 と述事の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。 住民をの有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診率の上により予測される改善値を目標値とする。 住民をの有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合 と改画の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 尿磁の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 歴性新生物(がん)による死因割合成減少 評価の定義 死因割ら構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改画の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物(がん)が見割合と目標値とする。 歴性新生物(がん)の患者1人当たり医療費減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の部の悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 適少にで改善 日標値の根拠 今和4年度の部の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費 高がらのため 割合増加にて改善 日標値の根拠 令和11年度予測値を目標値とする。 後発医薬品利用割合 の声の方針 割合増加にて改善 日標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15 別以上拠業者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15 剤以上処方対象者の割合	評価の定義	
改善の方針 目標値の根拠 前期計画期間の過去5年間の最高値76.5%から1.0 ポイント増加を最終年度の目標値とする。 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率の増加 【分子]分円のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【分子]分円のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【分月]外年度の特定保健指導の利用者数 改善の方針 目標値の根拠 が大勝不明者割合の減少 評価の定義 健診未受診者であって、かつ、治療なしの40~74歳の割合 対き水子診・薬の減少 評価の定義 対き、大学を表して、なき 日標値の根拠 ・特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。 GFR の有所見該当率の減少 評価の定義 対応にて改善 日標値の根拠 ・令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 日標値の根拠 ・令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 日標値の根拠 ・ 令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 日標値の根拠 ・ 令和4年度の金国の有所見率を目標値とする。 日標値の根拠 ・ 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 要性新生物(がん)による死因割合の減少 評価の定義		
百標値の根拠	7/ 34 - 1 01	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率の増加  評価の定義 【分子】分田のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【分子】分田のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【		
評価の定義 【分子】分母のうち、今年度、特定保健指導の対象者ではなくなった者の数 【分母】昨年度の特定保健指導の利用者数 割合増加にて改善 前期計画期間の過去 5 年間では増加傾向にあるため、数値の維持・向上を目指し目標値を設定する。		
子の一定義	特定保健指導は	
	   評価の定義	
日標値の根拠 お、状態不明者割合の減少 評価の定義 健診未受診者であって、かつ、治療なしの 40~74歳の割合 改善の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。 GFR の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。 保護の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん)による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん)が占める割合 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 自標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 会額減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ペースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 後発医薬品利用割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善		
日標値の根拠 る。  状態不明者割合の減少  評価の定義 健診未受診者であって、かつ、治療なしの 40~74歳の割合  割合減少にて改善 日標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。  GFR の有所見談当率の減少  評価の定義 特定健康診査受診者のうち「GFR」にて有所見がみられた者の割合  割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。  保護の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。  歌性の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。  悪性新生物 (がん)による死因割合の減少  評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん)が占める割合  対当の減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。  悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費の減少  評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費の減少  評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん)の患者 1 人当たり医療費  改善の方針 会額減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) が患者 1 人当たり医療費  改善の方針 会額減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費  改善の方針 会額減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん)患者 1 人当たり医療費  と善額減少にて改善 日標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。  後発医薬品利用割合の向上  評価の定義 数量ペースによる後発医薬品の利用割合  改善の方針 割合増加にて改善 日標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。  は発展を認用・制力の減少  評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合  改善の方針 割合減少によって改善	改善の方針	割合増加にて改善
状態不明者割合の減少     評価の定義	   目標値の根拠	前期計画期間の過去5年間では増加傾向にあるため、数値の維持・向上を目指し目標値を設定す
評価の定義 健診未受診者であって、かつ、治療なしの 40~74 歳の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。 eGFR の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。 尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 の進の方針 会額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 会額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ペースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善		
改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。 eGFR の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。 尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善		
日標値の根拠 特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。  GGFR の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「GGFR」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物 (がん) 死因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物 (がん) 患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物 (がん) 患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 や和4年度の都の悪性新生物 (がん) 患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ペースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	評価の定義	健診未受診者であって、かつ、治療なしの 40~74 歳の割合
	改善の方針	割合減少にて改善
評価の定義 特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合  改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。  尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合  改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合  改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が占める割合  改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) 死因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費しまする。 急を性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 安病大分類における悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費  改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費を目標値とする。  後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合  改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。  15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合  改善の方針 割合減少によって改善	目標値の根拠	特定健康診査受診率向上により予測される改善値を目標値とする。
及善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の有所見率を目標値とする。 尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) が占める割合 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) 死因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ペースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	eGFR の有所見	該当率の減少
日標値の根拠 令和4年度の都の有所見率を目標値とする。 尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物(がん)による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費 と蓋の方針 金額減少にて改善 日標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	評価の定義	特定健康診査受診者のうち「eGFR」にて有所見がみられた者の割合
尿酸の有所見該当率の減少 評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物(がん)による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費 といきの方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	改善の方針	割合減少にて改善
評価の定義 特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物(がん)による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	目標値の根拠	令和4年度の都の有所見率を目標値とする。
改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物(がん)による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費 と、善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	尿酸の有所見該	3 当率の減少
田標値の根拠 令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。 悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物 (がん) 死因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物 (がん) 患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	評価の定義	特定健康診査受診者のうち「尿酸」にて有所見がみられた者の割合
悪性新生物 (がん) による死因割合の減少 評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物 (がん) が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物 (がん) 死因割合を目標値とする。 悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	改善の方針	割合減少にて改善
評価の定義 死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合 改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	目標値の根拠	令和4年度の全国の有所見率を目標値とする。
改善の方針 割合減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和11年度予測値を目標値とする。 15剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの15剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	悪性新生物(か	がん)による死因割合の減少
目標値の根拠 令和 4 年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。 悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費の減少  評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費	評価の定義	死因割合構成比のうち悪性新生物(がん)が占める割合
悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費の減少 評価の定義 疾病大分類における悪性新生物 (がん) の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物 (がん) 患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	改善の方針	割合減少にて改善
評価の定義 疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者 1 人当たり医療費 改善の方針 金額減少にて改善 目標値の根拠 令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。 後発医薬品利用割合の向上 評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合 改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善 改善の方針 割合減少によって改善	目標値の根拠	令和4年度の全国の悪性新生物(がん)死因割合を目標値とする。
改善の方針       金額減少にて改善         目標値の根拠       令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。         後発医薬品利用割合の向上       数量ベースによる後発医薬品の利用割合         改善の方針       割合増加にて改善         目標値の根拠       都の令和 11 年度予測値を目標値とする。         15 剤以上服薬者の割合の減少         評価の定義       被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合         改善の方針       割合減少によって改善	悪性新生物(か	ん)の患者 1 人当たり医療費の減少
目標値の根拠令和 4 年度の都の悪性新生物(がん)患者 1 人当たり医療費を目標値とする。後発医薬品利用割合の向上数量ベースによる後発医薬品の利用割合改善の方針割合増加にて改善目標値の根拠都の令和 11 年度予測値を目標値とする。15 剤以上服薬者の割合の減少被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合改善の方針割合減少によって改善	評価の定義	疾病大分類における悪性新生物(がん)の患者1人当たり医療費
後発医薬品利用割合の向上  評価の定義 数量ベースによる後発医薬品の利用割合  改善の方針 割合増加にて改善 目標値の根拠 都の令和 11 年度予測値を目標値とする。 15 剤以上服薬者の割合の減少 評価の定義 被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合 改善の方針 割合減少によって改善	改善の方針	金額減少にて改善
評価の定義数量ベースによる後発医薬品の利用割合改善の方針割合増加にて改善目標値の根拠都の令和 11 年度予測値を目標値とする。15 剤以上服薬者の割合の減少評価の定義被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合改善の方針割合減少によって改善	目標値の根拠	令和4年度の都の悪性新生物(がん)患者1人当たり医療費を目標値とする。
改善の方針割合増加にて改善目標値の根拠都の令和 11 年度予測値を目標値とする。15 剤以上服薬者の割合の減少評価の定義被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合改善の方針割合減少によって改善	後発医薬品利用	割合の向上
目標値の根拠都の令和 11 年度予測値を目標値とする。15 剤以上服薬者の割合の減少評価の定義被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合改善の方針割合減少によって改善	評価の定義	数量ベースによる後発医薬品の利用割合
15 剤以上服薬者の割合の減少         評価の定義       被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合         改善の方針       割合減少によって改善	改善の方針	割合増加にて改善
評価の定義被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合改善の方針割合減少によって改善	目標値の根拠	都の令和 11 年度予測値を目標値とする。
改善の方針 割合減少によって改善	15 剤以上服薬	者の割合の減少
	評価の定義	被保険者当たりの 15 剤以上処方対象者の割合
目標値の根拠 直近 5 年間で最も低かった令和 3 年度 0.9%を下回る割合を目標値とする。	改善の方針	割合減少によって改善
	目標値の根拠	直近 5 年間で最も低かった令和 3 年度 0.9%を下回る割合を目標値とする。

## 2. 保健事業の内容及び評価指標

文京区の課題から、今後の保健事業を評価指標とともに整理します。

	事業番	号1				特定	健康診査	<b>查事業</b>						
	事業の	目的		特定健康診査の受診に 症や重症化を予防する							また、生活習	慣病の発		
	事業の	既要		メタボリックシンドロームに 健指導を必要とする者の		<b>ミ施し、生活習慣</b> 類	<b>対スク</b> の早期	朝発見を図る	るとともに、生	活習慣病を	<b>炎善するため</b>	の特定保		
	対象	 者		40~74歳の被保険者										
									目標値	(年度)				
			No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
	アウトカム指	標	1	内臓脂肪症候群該当 者割合	法定報告_特定 健診·特定保健 指導実施結果 総括表_NO6	16.5%	16.2%	15.9%	15.6%	15.3%	15.0%	14.7%		
			2	生活習慣の改善意欲 がある人の割合	KDB_6_質問票 調査の状況	76.3% (R4)	76.5%	76.7%	76.9%	77.1%	77.3%	77.5%		
									目標値	(年度)				
			No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実績	R6	R 7	R8	R9	R10	R11		
	アウトプット指	標	1	特定健康診査受診率	特定健診·特定 保健指導実施 結 果 総 括 表 _NO3	43.5%	43.8%	44.6%	45.4%	46.2%	47.0%	47.8%		
	,	周知		対象者には受診券、受 ージでの周知や、区設技								ヹのホームペ		
		勧奨		前年度及び当年度未受	年度及び当年度未受診者宛てに勧奨ハガキの送付を行う。									
プ		実施形態	ij	Z指定医療機関にて個別健診を行う。										
プロセス(方法)	実施および	実施場所	沂	区指定医療機関										
\ \( \tau_{\circ} \)	実施後の	時期·期	間	6月中旬から翌年1月	下旬									
方法	支援	データ取行	得	特定健康診査等標準	システムからのデータ	タ取得、人間ドック	の結果提供	への働きかけ	等					
		結果提信	Ħ.	健診を受けた被保険者	へ医療機関より健	診結果を郵送								
		<del>-</del> の他 		受診しやすい環境の整備			案内冊子に	土日に受診す	可能な医療	幾関を掲載す	「るとともに、特	寺定健康診		
		i上の工夫・f 目標等)	当意	査と同時に受診可能な			ヨギリ ナハマ							
		3保寺) 担当部署		受診券送付時に人間ト 保健衛生部健康推進					付を行ってい	13.				
スト	保健·医 (医師会·i	療関係団体	··薬	保健衛生部健康推進課に執行委任。福祉部国保年金課にて受診勧奨ハガキの送付を行っている。  健診について医師会に委託している。										
ラクチャ	国民健康保	<b>段団体連</b> 律	会会	受診勧奨ハガキ作成時に効果的な案内文作成のため、文章作成の推敲を依頼している。										
チャ	民間	事業者		外部委託事業者にて、受診券等送付物の封入作業や、受診勧奨はがきの作成・送付等を行っている。										
) (i)	その	也の組織		薬剤師会及び浴場組織	合(ポスター・チラシ	の配布協力依頼	)							
体制	ft	事業		健診受診率の向上及び	が健康意識の増進	を図るため、健診	未受診者向	けに無料で瓜	血管年齢測定	定会を実施し	ている。			
	その他 保健衛生部健康推進課と定期的な健診業務に関する打合せ等連携を密に行っている。 (事業実施上の工夫・留意 医師会と次年度特定健康診査に関する打合せを行い、受診しやすい環境の整備や、分かりやすい案内冊子の作成等を行っている。													
	(事業実施上の工夫・留意 医肺会と次年度特定健康診査に関する打合せを行い、受診しやすい環境の整備や、分かりやすい案内冊子の作成等を行っている。 点・目標等) 受診勧奨はがきに未受診者向け血管年齢測定会の案内を記載し、来場者に健診受診の呼びかけを行っている。													

	事業	番号	를 2	被保険者への健康増進意識啓発事業										
	事業	美の目的	的	被保険者の健康意識	識向上、特定健康診査受診率	蓝向上								
	事業	美の概.	要	①前年度未受診及 康診査の受診を促す ②啓発用冊子の作品		言年齢測定会を実	施し、健康意	意識の向上を	図るとともに	受診勧奨を	併せて行うこと	で、特定健		
	交	象者		①前年度未受診及 ②40~74 歳の被係										
				②40~~74 成0分仅仅	<b>科兴</b> 伯				目標値	(年度)				
			No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
	アウトカム指標		1 1	血管年齢測定会の 開催効果	血管年齢測定会アンケートの 「自身の健康について考えるき っかけになったか」の質問に「は い」と答えた人数の割合	89.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	指標		2	受診者に対する受	勧奨したことにより受診につな	12.8% (R4)	14.0%	15.2%	16.4%	17.6%	18.8%	20.0%		
			3	生活習慣の改善意 欲がある人の割合	KDB_6_質問票調査の状況	76.3% (R4)	76.5%	76.7%	76.9%	77.1%	77.3%	77.5%		
			No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績			目標値	(年度)				
			INO.	计1111日1示	計画对象·刀法	可凹水足吋天槙	R6	R 7	R8	R9	R10	R11		
	アウトプッ		1	血管年齢測定会の血管年齢測定会の参加者数実施		163 人 ※開催通知送付 数 10,757 通 (R5)	200人	200人	200人	200人	200人	200人		
	アウトプット指標		2	診)理由に関する	健康意識と特定健康診査受 診(未受診)理由に関する アンケート調査の実施回数		1回	1回	1回	1 🗆	1回	1 🛭		
			3	啓発用冊子の送付1	特定健康診査対象者への啓 発用冊子の送付回数	1回	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🛭		
		周知	0	前年度及び当年度未受診者宛てに八ガキを送付し、血管年齢測定会の開催周知及び特定健康診査の受診勧奨を行う。										
		勧奨												
_	f	϶	美施形態		東京都国民健康保険団体連合 は特定健康診査受診券に同封		遣を依頼し、	福祉部国係	年金課にて	事業を実施	する。			
し も フ	実施おる	<del> </del>			文京シビックセンター内にて実施									
ノ(芳法			·期·期間	血管年齢測定会:										
Ž	3	デ			参加者向けアンケートを実施し	、集計を行う。								
			施上の丁		未受診理由に関するアンケート ご会は参加しやすいように無料で		的な勧奨を行	行うためのニ-	-ズ調査等を	行っている。				
				福祉部国保年金課										
			関係団体	*										
_			歯科医師 会・看護											
フ   <u>t</u>	\   · · · ·	協会な		<u>z</u>										
トーショナ	2 国民化	建康保	保険団体	ハガキ作成時、受診勧奨について効果的な文章作成のため、案内文の推敲を依頼している。										
Í		連合		血管年齢の測定結果説明のため、東京都国民健康保険団体連合会から保健師の派遣を依頼している。 外部委託事業者にて、ハガキの作成及び送付を行っている。										
位制		の他の		<b>プログロサ末日にし、/ ツイツ/トル/X∪ △リッセリフしいめ。</b>										
伟	j	他事		血管年齢測定会を	実施する際、特定健康診査を受	受診するよう案内を	行っている。							
				THE I RELATED STATES OF THE PROPERTY TO STATE STATES OF THE STATES OF TH										
	他事業 その他 (事業実施上の工 夫・留意点・目標等)													

	事業番	号3				生活習慣病	あの軽度	リスク者	対策					
	事業の国	目的		保健指導対象外の者/ る。	への支援として、個	別に健康リスクに関	関する情報提		継続した受診	を促すととも	に健康意識	の向上を図		
	事業の	既要		腹囲等が基準値以下や クに関する情報提供を行		呆健指導の対象と	なっていない	方で、一定の	の健康リスクを	持っている方	で対して個別	引に健康リス		
	対象	<u></u>		特定保健指導の対象と	なっていない者の	うち、生活習慣病の	のリスクが高い	//者。						
									目標値	(年度)				
			No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実績	R 6	R 7	R8	R9	R10	R11		
	アウトカム指	標	1	特定保健指導対象者	特定健診·特定 保健指導実施 結果総括表_特 定保健指導の対 象者数/評価 対象者数	9.9% (R4)	R6~R8 年 する。	=度までに 9.	8%を目標と	とR9~R11 年度までに 9.7%をE とする。		9.7%を目標		
									目標値	(年度)				
			No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実績	R6	R 7	R8	R9	R10	R11		
アウトブット指標     特定保健指導対象外 1 の方への個別の受診 勧奨・情報提供     アドバイスシート 送付回数     1回     1回 <td< td=""></td<>														
周知														
	勧奨													
プロセ	実施および	実施形態		特定保健指導の対象となっていない者のうち、生活習慣病のリスクが高い者に対して生活改善を目的としたアドバイスシートを送付する。										
プロセス(方法)	実施後の	時期·期		3月										
法)	支援	データ取行	导	特定健康診査等標準 る。	特定健康診査等標準システムより 2 か年度分の健診結果のデータを取得し、外部委託事業者の AI 分析により送付対象者を抽出する									
	7	- の他		前年及び当年度の特定	■■■■	を基に、今後メタブ	ボリックシンド	ローム基準値	直を超える可	能性のある対	象者を AI	による分析で		
	(事業実施	上の工夫・鼠	留意	選定し、個人の健診結	果値やその推移に	こ基づく個別性を重	直視した、食	事や飲酒、油	運動習慣等	こついての生:	活改善アドル	「イスシートを		
	点・目	目標等)		送付している。										
	<b>庁内</b>	担当部署		福祉部国保年金課										
	保健·医	療関係団体												
		歯科医師会												
7	剤師会∙看	護協会など	<u>(</u> )											
ストラクチャ	国民健康保	<b>喚団体連</b> 額	会											
フク	民間	事業者		外部委託事業者にて、アドバイスシートの作成及び通知作業を行っている。										
	その化	也の組織												
- (体制)	61	- <del></del>		アドバイスシート送付の際、継続的な特定健康診査の受診を促す通知を同封している。 また、アドバイスシート送付とは別の事業として、保健衛生部健康推進課において、区民一般向けに「アルコールとの正しい付き合い方										
制	他	事業												
				適正飲酒」についての啓発イベント事業を年1回程度実施している。さらに、同課において、区民の禁煙に向けた取組を支援する「禁煙外来治療費助成事業」を実施している。										
	7	の他		効果的な勧奨となるよう、委託事業者とアドバイスシートの文言やレイアウト等について連携しながら作成している。										
	(事業実施	上の工夫・留	留意	また、健康増進に関する	るヒントとして、糖原	尿病や高血圧、高	尿酸血症等	に起因する	腎症について	のコラムを掲	載し、健診	受診による生		
	点・目	(事業実施上の工夫・留意 また、健康増進に関するヒントとして、糖尿病や高血圧、高尿酸血症等に起因する腎症についてのコラムを掲載し、健診受診による生点・目標等) 活習慣病の早期発見及び医療機関受診の重要性についての情報提供を行う。												

	事業番	号 4	1			特定保險	建指導事	業							
事業の目的 メタボリックシンドロームに着目した保健指導を行い、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習 特定健康診査の結果を踏まえ、保健指導判定値を超えた方を対象に保健指導を行い、生活習情 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する。										予防・改善を	図る。				
	事業の	)概要				た方を対象に	保健指導	を行い、生活	習慣(食生	活、運動習	慣等)の改	きを図り、			
	対象	褚		特定健康診査の検査値により	、保健指導判定値を超え	ている方を対	象に実施す	る。							
			No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時		1	目標値	(年度)					
			NO.	計価担保	計価対象・万法	実績	R6	R 7	R 8	R9	R10	R11			
			1	内臓脂肪症候群該当者割合	法定報告_特定健診· 特定保健指導実施結 果総括表_NO6	16.5% (R4)	16.2%	15.9%	15.6%	15.3%	15.0%	14.7%			
J	アウトカム指	標	2		一 特定保健指導実施結 果総括表_NO29	31.3% (R4)	31.5%	32.0%	32.5%	33.0%	33.5%	34.0%			
			3	(本)	かっきに 記載される以来思	3.67 (R4)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0			
						計画策定時			目標値	(年度)					
			No.	評価指標	評価対象・方法	実績	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
7	クウトプット指	<b></b>	1	法定報告_特定健診・ 特定保健指導の終了者の割合 特定保健指導実施結 果総括表_NO50 14.5% 15.2% 16.0% 16.8% 17.6% 18.4% 19.2%											
	J	周知		区報や区のホームページ等で周	別を行う。										
	í	勧奨		利用案内送付後、一定の期間	別が経過した時点で利用の	の申込みがない	ハ方に対して	電話等で利	用勧奨を行	っている。					
		初回	面接	健診の実施から4、5か月後に	案内を送付し、申込みに	基づいて実施	する。								
<b>-</b>		実施場所		保健サービスセンター又は特定保健指導業務受託機関の提供する場所等で実施。 ICTによる遠隔(オンライン)面談を実施。											
プロセス	実施およ び実施後	実施	内容	加入者の特徴・属性に応じた効果的な指導を実施する。 健康課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグルー プワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行っている。											
(方法)	の支援	時期	期間	11月から翌年7月まで	000000000000000000000000000000000000000	•									
(1)		実施 フォロー 支	•継続	初回面談からプログラム終了ま	での間、電話や手紙等に	より利用者の	フォローをきょ	か細かく行い、	利用の継続	売を促している	3.				
	(事業実 留意点		工夫・	特定保健指導の実施に当たっ 対象者が利用しやすいように夜						小条件を整え	こつ実施して	ている。			
	庁内	担当部	署	保健衛生部健康推進課に執行	行委任										
ス-	保健·医 (医師会 会·薬剤 会	会・歯科	医師	特定健康診査を委託する医師	<b>保健指導につ</b> (	ハて説明を行	うい、対象者	への周知に	劦力を得る。						
ストラクチャー		-	連合会	特定保健指導のデータは、原則として特定保健指導実施機関が国の定める電子的標準様式により作成後、文京区から東京都国民健康保 ☆ 険団体連合会へデータを提出している。 特定保健指導に関するデータは、原則 5 年間保存とし、東京都国民健康保険団体連合会に管理及び保管を委託している。											
(体制)	民間	事業者	Í	特定保健指導は、特定保健指導業務受託機関への委託により行っている。											
制	その化	也の組織	哉												
		事業													
	(事業実 留意点		工夫・	効果的な指導方法を促すよう、 適切な保健指導が実施できて				実施している	0						
				L つちりけかい 2 宝行し ようかとま											

※5 段階評価: 1.実行するつもりはない 2.実行しようかと考えつつも迷っている 3.近いうち (一ヶ月以内) に実行するつもりである。又は実行し始めた 4.既に実行している (6ヵ月未満) 5.既に実行している (6ヵ月以上)

		事業	똩番	号 5		糖尿	病性腎症重約	<b>定化予</b> [	防事業	(受診	動奨)		
		事	業の	目的	糖尿病	性腎症のリスク保有者のう	ち、医療機関未受認		診中断者の	早期治療は	こつなげる。		
		事	業の	概要	糖尿病性	生腎症のリスク保有者のうち、	医療機関未受診及	び受診中断	者に受診勧生	受通知の送(	付を行い、早	期の受診を促	<u></u> चं.
				選定方法		の選定基準は、医師会と版 0A1c6.5%以上であり、e						寺血糖 126	ml/dl 以上
		選定	其淮	選定結果による 判定基準	空腹時』	血糖 126ml/dl 以上又は	t HbA1c6.5%以」	上であり、eG	GFR60ml/	分/1.73 m	(未満又は)	尿蛋白(±)	以上の者
文	象者	/CX/L:	<b>*</b> +	レセプトによる判定									
				その他判定基準	なし								
				除外基準		15ml/分/1.73 ㎡未満の 尿病患者	者乂は透析治療中	の者					
			重点	対象者の基準	なし								
			No.	評価指標		評価対象·方法	計画策定時実績	R 6	R.7	目標値 R 8	(年度) R 9	R10	R11
ア	ウトカム指	繧		対象者の翌年度の校 善者数及び割合 ※評価年度の前々な 診勧奨対象者数に	丰度の受	前年度の健診における HbA1c6.5%以上の人 の数	41 人 ※R4 健診で HbA1c6.5%以 上の人の数	37人	37人	35人	34人	32人	30人
			1	年度の改善者数及は 評価する (例:R6 評価は、) 勧奨対象者数におけ 改善者数及び割合を	び割合を R4 受診 る R5 の		35.0%	34.6%	33.0%	32.1%	32.1%	31.1%	30.0%
				/ IK IE			計画策定時			目標値	(年度)		
		No		評価指標		評価対象・方法	実績	R6	R 7	R 8	R9	R10	R11
ア!	アウトプット指	旨標	1 受診者数及(			医療機関受診勧奨を実施 した者のうち、医療機関に 受診した(確認できた) 人数		6人	6人	7人	7人	8人	8人
			1	受診者数及び割合		医療機関受診勧奨を実施 した者のうち、医療機関に 受診した(確認できた) 人数/受診勧奨電話がつ ながった人の数	29.4% ※R4	30.0%	30.0%	35.0%	35.0%	40.0%	40.0%
	厚	知	<u> </u>	特定健康診査の受診	参の発達	・ 送時に、糖尿病重症化リス	くりについて記載した	パンフレットを	記司封。				
プ	<b></b>	授		前年度特定健康診査	の受診	票で、「服薬なし」と回答し	た者に対し手紙や電	話等による	医療機関/	の受診勧	奨。		
ロセス(	実施後の	か支援 価	•評	電話勧奨の際に受診	をすると回	回答した者に、治療内容確	電認の電話をする。 受	受診を確認で	できた場合は	保健指導	の利用勧奨	を行う。	
(方法)	その他( の工夫・ 標	留意点		専門職が電話勧奨を	実施する	50							
	庁内担	当部	署	福祉部国保年金課									
スト		体 会·歯 逐	科医 会・	医師会への事業内容	内容の情報提供や進捗状況についての報告。								
ラクチ	かかりつい	/医·§ 医	専門	電話勧奨の際、必要に応じて近隣の医療機関を案内し、受診をサポートする。									
ヤー (体	国民健	康保院											
(体制)	民間	事業者	Í	専門知識を有する専	門職が在	籍する事業者へ委託して	実施。						
	その他	の組織	哉	保健衛生部健康推進	生課								
	他	事業		特定健康診査の受診	参の発	送時に、糖尿病重症化リス	くクについて記載した	パンフレットを	团封。				_
	その他 ( 上の工夫 目標			後期高齢者を対象と 糖尿病性腎症だけで		- 夕連携等を図る。 重症化予防に対する取組についても今後検討する必要がある。							

	-	事業番号6	糖尿病性	腎症重症化予防	事業	(保健	指導)					
		事業の目的	糖尿病性腎症のリスク保有者における糖尿病の	重症化を予防し、人工透析	への移行を	防止する。						
		事業の概要	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、服薬があるにも	。 関わらず血糖値のコントロール	不良となって	いる者に対	し、生活習慣	貫改善・服薬	指導を行う	ō.		
		選定方法	対象者の選定基準は、医師会と協議の上決定。前 eGFR60ml/分/1.73 ㎡未満又は尿蛋白(±)以」		き者のうち空	腹時血糖 1	26ml/dl 以.	上又は HbA	1c6.5%以	上であり、		
	選	選定結果による判定基準	空腹時血糖 126ml/dl 以上又は HbA1c6.5%以上	であり、eGFR60ml/分/1.73 i	ni未満又は	尿蛋白(±)	) 以上であ	る者				
	選定基準	レセプトによる判定	なし									
	_	その他判定基準	なし									
対象者		除外基準	・保健指導開始時に文京区国民健康保険の資格を ・eGFR15ml/分/1.73 m未満の者又は透析治療中・1 型糖尿病患者 ・悪性新生物(がん)等で終末期にある者 ・重度の合併症を有する者 ・認知機能障害がある者 ・糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管・ ・保健指導の実施が適切でないと主治医が判断した	四の者	Í							
		重点対象者の基準	なし									
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績	R6	R 7	目標値 R8	(年度) R 9	R10	R11		
	177	対象者の翌年度の検査値改 善者数及び割合 ※評価年度の前々年度の保 健指導申込者における翌年度	評価の前年度の健診における HbA1c6.5%以 上の人の数	9人 ※R4 健診で HbA1c6.5%以上の人の 数	8人	8人	8人	8人	8人	8人		
アウトカム指標	i 1	の改善者数及び割合を評価す る(例:R6 評価は、R4 保健 指導申込者におけるR5の改善 者数及び割合を記載)	評価の前年度の健診における HbA1c6.5%以上の人の数/前々年度の保健指導に申込みをした人数	47.4% ※R4 健診で HbA1c6.5%以上の人の 数/R3 申込人数	44.4%	44.4%	44.0%	38.1%	36.4%	34.8%		
	2	保健指導終了時の食習慣改 善者割合	業務委託事業報告書において食習慣について、「改善した」「変化なし(以前から気をつけていた)」 と回答した人の数/保健指導終了者数	94.1% ※R4実績	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%		
	3	保健指導終了時の活動・運動 習慣改善者割合	業務委託事業報告書において活動・運動習慣 について、「改善した」「変化なし(以前から気を つけていた)」と回答した人の数/保健指導終了 者数	94.1% ※R4実績	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%		
P	No	評価指標	亚体社会 . 女计	計画策定時実績			目標値	(年度)				
ウト	No.	計1111日155	評価対象・方法	訂回來足时天稹	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
アウトプット	1 1	保健指導申込者数及び割合	保健指導に申込みをした人数	18 人 ※R4 保健指導申込実績	20人	21人	22人	23 人	24 人	25人		
指標			保健指導に申込みをした人数/保健指導対象者数	8.6%	10.5%	11.7%	12.9%	14.4%	16.0%	17.9%		
,,,,	2	保健指導終了率	保健指導に申込みをした者のうち終了した率	94.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
		周知	特定健康診査の受診券の発送時に、糖尿病重症化									
		勧奨	前年度特定健康診査の受診票で「服薬あり」と 価)の利用勧奨を実施。	回答した者に対し、かかりつい	け医と連携	した保健指	<b>i導(面談</b>	3回、電話	4 回、ア	ンケート評		
	اب	利用申込	希望者は電話及び書面にて申込、初回面談予	 約時までにかかりつけ医よりG	在認書をも	らう。						
プロ	実施お	実施内容	委託事業者の保健師や管理栄養士が個別面調	炎3回、電話面談4回にて	保健指導及	ひ最終ア	ンケートを実	(施する。				
プロセス	および	時期・期間	6月~翌年3月									
(方法)	実し	場所	区施設									
法	施後の	実施後の評価		の検査結果の提供を依頼で	する。							
	の支援	実施後のフォロー・	報告に出版がに、」を、アファートとのよう。 は、 報告の アンドス 自由 インルとい と にんがく テン・ 型年度、フォローアップ 保健指導を実施する。									
	その他		専門職が電話勧奨を実施する。									
		目標等)	対象者が利用しやすいように、遠隔(オンライン)面	談を活用する。								
		庁内担当部署 ·医療関係団体(医師会·歯科										
ストラクチャ	医師	会・薬剤師会・看護協会など)										
フク	Œ	かかりつけ医・専門医	個々の保健指導の実施状況についての、かかりつけ医への報告。									
	土	民間東世老	声明加強も左子フ声明啦ポーダーフ声光之:	表記して中地								
) (i)			専門知識を有する専門職が在籍する事業者へ	安託し(実施。								
( 体 制			保健衛生部健康推進課	inic // / / / / / / / / / / / / / / / / /	1102	+=+'						
	Z ホ /º					で问封。						
	制 他事業 特定健康診査の受診券の発送時に、糖尿病重症化リスクについて記載したパンフレットを同封。  その他(事業実施上の工夫・留意点・後期高齢者を対象とした糖尿病性腎症重症化予防事業とのデータ連携等を図る。  ・											

	事業番号7				医療費油	<b></b> 直正化文	対策事業	<b>E</b>				
	事業の目的		ジェネリック医薬品の普	及、医療費に関する	理解促進に取り終	且むことで被係	保険者の負担	旦軽減及び	呆険制度の	安定運営を図	図る。	
	事業の概要		<ol> <li>ジェネリック医薬品の</li> <li>ジェネリック医薬品の</li> <li>医療費通知の送付</li> </ol>	の周知・啓発	差額通知の送付							
	対象者		<ol> <li>ジェネリック医薬品(</li> <li>被保険者</li> <li>医療機関(柔道整)</li> </ol>	こ切り替えた場合のダ 復、調剤薬局を含む		ことなる者						
			,		計画策定時実			目標値	(年度)			
		No	評価指標	評価対象·方法	績	R6	R 7	R8	R9	R10	R11	
	アウトカム指標	1	【長期】被保険者1人 当たりの調剤医療費	KDB_S29_002_ 健康スコアリング (医療)より		増加傾向を せる。	減少傾向に	転じさせ、	P成30年度	(44,663円	)まで減少さ	
		2	ジェネリック医薬品数量 シェア	厚生労働省「保険 者別の後発医薬 品の使用割合」よ り	71.3% (R4)	72.5%	74.0%	75.5%	77.0%	78.5%	80.0%	
		NI.	=== /== 45-4==	==/=+44, +>+	計画策定時実			目標値	(年度)			
		No	評価指標	評価対象·方法	績	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
			1 ジェネリック医薬品差額差額通知 通知送付回数 数		12回 (R4)	12回	12回	12回	12回	12回	12回	
	アウトプット指標	2	ジェネリック医薬品利用 促進広報活動実施回 数		4回 (R4)	4回	4回	4回	4回	4回	4回	
		3	医療費通知送付回数	医療費通知送付 回数	1回 (R4)	1回	1回	10	10	10	10	
<b>-</b>	周知		ジェネリック医薬品差額 ジェネリック希望シールや			報、区ホー <i>L</i>	ページ、国伯	呆便利帳、国	国保だより等(	こよる広報		
	勧奨		ジェネリック医薬品差額	通知及び医療費通	知の送付							
え	実施および実施後の支	援	被保険者等からの差額			•	剤師を含む[	医療スタッフを	配置したフリ	ーダイヤルの	専門コール	
プロセス(方法)			センターで対応し、差額	通知書内の内容に	ついて説明を行う。	•						
Δ)	その他 (事業実施上の工夫・	留意	医療費通知やジェネリッ め、これらの通知を継続							要することが	考えられるた	
	点·目標等) 庁内担当部署		福祉部国保年金課									
	保健・医療関係団体	t t										
ス		·薬	医師会、歯科医師会及	ひ薬剤師会								
½	国民健康保険団体連		± til,									
ストラクチャ	民間事業者		対象者の抽出、発送、問い合わせ対応、効果検証について事業者に委託して実施									
I	その他の組織		マンシ・ロ・ショロ・ロ・フレグン トゥン・ロ・ファ・レ・カ・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス									
(体 制)	他事業		なし									
	その他 (事業実施上の工夫・留意 点・目標等) 「シェネリック医薬品の長引く供給不足により、医療機関及び薬局において必要な量の医薬品を入手することが困難な状況が続いてい る。社会情勢を注視しながら、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力が必要である。											

	事業番号8				重複多	削服薬丸	対策事業	ŧ				
	事業の目的		薬の重複や誤用による	健康被害の防止及	び医療費の適正化	ե						
	事業の概要		<ol> <li>重複多剤服薬が疑</li> <li>適正服薬周知啓ろ</li> </ol>		対し服薬情報を通	1分することで	、主治医や	薬局への相談	淡を促す。			
	対象者		<ol> <li>飲み忘れ、飲み残</li> <li>被保険者</li> </ol>	し、症状の変化等に	より多量の残薬が	生じているな	ど、重複多剤	剤服薬が疑れ	つれる被保険	渚		
		No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実			目標値	1			
			F 1, III - 1 - 1 - 1		績	R6	R7	R8	R 9	R10	R11	
	アウトカム指標	1	【長期】被保険者1人 当たりの調剤医療費	KDB_S29_002_ 健康スコアリング (医療)より		増加傾向を せる。	減少傾向に	転じさせ、平	<sup>2</sup> 成30年度	(44,663円	)まで減少さ	
		2	服薬情報通知対象者 数	レセプトデータより	45人 (R 5 )	43人	41人	39人	37人	35人	33人	
		No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実			目標値	(年度)			
	アウトプット指標	INO.	7、1月1日1元	ATIMIA19K-771/Z	績	R6	R 7	R8	R 9	R10	R11	
	7 7 1 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	服薬情報通知送付回 数	服薬情報通知送 付回数	1回	10	1回	1回	1回	1回	10	
<b>→</b>	周知		服薬情報通知の送付、	区ホームページ等に	おけるポリファーマ	シーに関する	周知·啓発					
プロ	勧奨		服薬情報通知の送付									
セス	実施および実施後の支	援	かかりつけ薬局(薬剤師)での相談受付									
(方法)	その他		服薬情報通知に当たっては、区内薬局マップを併せて送付し、相談を受けやすいよう工夫している。									
<b>达</b>		留意	重複・頻回受診が疑わ		な受診による身体	への悪影響	について情報	<b>最を提供する</b>	等、適切なす	受診をサポー	トする方策	
	点・目標等)		について引き続き検討す	ずる必要がある。								
	<u> </u>		福祉部国保年金課									
スト	保健・医療関係団体 (医師会・歯科医師会 剤師会・看護協会など	*•薬	文京区薬剤師会									
<u>-</u>	国民健康保険団体連合	会										
ストラクチャ	民間事業者		対象者の抽出、発送、効果検証について事業者に委託して実施									
1	その他の組織											
(体制)	他事業											
その他 (事業実施上の工夫・留意 重複・頻回受診者へのサポートの実施に向けては、関係機関の理解と協力、庁内連携等の体制構築が必要である。 点・目標等)												

事業番号9		(住民)健康づくり普及啓発事業									
事業の目的		健康づくりへの意識醸成	、生活習慣の改 を	善・運動習慣の定	着						
事業の概要		生活習慣病予防や健原	康づくりの情報等を	提供するイベントの	開催を行う	,					
対象者		区民									
	No.	評価指標	亚海社会, 七汁	計画策定時実績			目標値	(年度)			
アウトカム指標	NO.	許伽伯徐	評恤刘家•万法	司四來足吋天禛	R 6	R 7	R 8	R9	R10	R11	
	1	参加者の満足度	アンケート回収	_	90%	95%	95%	95%	95%	95%	
	No.	評価指標	亚体分名,七汁	計画策定時実績	目標値(年度)						
アウトプット指標	NO.	許伽伯徐	評恤刘家•万法	司四來足吋天禛	R 6	R 7	R 8	R9	R10	R11	
	1	年間の実施回数	年間の実施回数	_	1回	10	1回	10	1回	10	
プロセス(方法)		生活習慣病予防や健康づくりの情報等を提供するイベントを開催し、運動・活動量を増やす体験や生活習慣病予防に役立つパンフレ									
プロピス(万法)		ットの配布、レシピの展示等を行う。									
ストラクチャー(体制)		保健衛生部保健サービ	えセンターにて実施	色する。							

事業番号10				(住	民) が <i>f</i>	υ対策				
事業の目的		悪性新生物(がん)の	)早期発見・早期	治療、悪性新生物	(がん)に関	する正しい劣	印識の普及語	9発		
事業の概要		①各種がん検診 ②広報・講演会等の開 ③区立小・中学校「が/								
対象者		①文京区民であり、以 胃がん(胃部X線検査 胃がん(胃内視鏡検査 子宮がん検診:原則、 乳がん検診:原則、当 ②区民 ③区立小・中学校の児	<ul><li>う、大腸がん、肺</li><li>輸送・当年度</li><li>当年度偶数年齢</li><li>当年度偶数年齢に</li></ul>	がん検診:当年度 き偶数年齢になる50 になる20歳以上の	)歳以上のだ女性					
	No.	評価指標	評価対象·方法	計画策定時実績	R6	R 7	目標値 R8	(年度) R 9	R10	D11
アウトカム指標	1	悪性新生物(がん)による死因割合の減少	KDB_S21_00 1_地域の全体 像の把握より	53.4% (R4)	R 4 年度の全国の死亡割合(50.6%)を下回る。			R11		
	No.	評価指標	評価対象・方法	計画策定時実績			目標値	(年度)		
	1	肺がん検診受診率	検診受診率/ ぶんきょうの保健 衛生より	28.6% (R4)	R 6 R11年度ま	R7 でに受診率6	50%を達成	R9 する。	R10	R11
アウトプット指標	2	乳がん検診受診率	検診受診率/ ぶんきょうの保健 衛生より	39.1% (R4)	R11年度ま	でに受診率の	50%を達成	する。		
	3	イベント開催回数	イベント開催回 数/年度	_	1回	10	1回	10	10	10
プロセス(方法)		①毎年区報4月10日号にがん検診の案内を掲載し、受診券を要する胃がん(胃内視鏡検査)、子宮がん、乳がん検診の対象者へ、5月中旬から下旬に受診券を送付。対象者が個別に区指定医療機関に検診を予約して実施する。 検診内容:胃がん(男女)、大腸がん(男女)、肺がん(男女)、子宮がん(女)及び乳がん(女)検診 ②悪性新生物(がん)の正しい知識の普及啓発のため、区報・ホームページ等を通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知や、悪性新生物(がん)に関する講演会・啓発イベントを開催する。 ③区立小・中学校を対象に、地域にある医療機関と連携した外部講師による出前授業を実施することにより、悪性新生物(がん)についての正しい知識や自他の健康と命の大切さを学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図る。								
ストラクチャー(体制)		ついての正しい知識や自他の健康と命の大切さを学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図る。 ①小石川医師会、文京区医師会に委託して指定医療機関にて実施する。乳がん検診は指定医療機関に委託し、実施する。 ②保健衛生部健康推進課にて実施する。 ③地域医療機関と連携して実施する。								

## がんのリスク要因

がんの発生は、さまざまな生活習慣や感染症が関連していることが最近の研究でわかってきています。それぞれの臓器のがんが、どのような要因によって、どれくらい発生しているのかを評価した研究によって、がんのリスク要因と予防要因が「確実」、「ほぼ確実」、「可能性あり」、「データ不十分」で分類されています。(下図参照)

がんの発生や進行に「確実」又は「ほぼ確実」に働くと評価されているものは、喫煙、受動喫煙、飲酒、食塩、熱い飲食物、肥満、感染症などです。一回で発生するようなものはありませんが、がんのリスクを伴う生活習慣が長く続く場合や、複数のリスク要因を持っている場合にはがんのリスクは高くなります。

一方で、一部のがんの予防要因として「ほぼ確実」、「可能性あり」と評価されているものは、運動、野菜、果物、緑茶、コーヒーが該当します。発生の多いがんの種類や、健診の問診、検査値の結果から関連性の高いリスク要因を減らし、予防要因を増やす対策が必要になります。

								●…確実	€ <b>O</b> …la	ほぼ確実	▲…可能	性あり	■…デー	タ不十分
	生活習慣等	全がん	肺がん	肝がん	胃がん	大腸がん	結腸	直腸	食道がん	すい臓 がん	乳がん	子宮頸がん	子宮体がん	前立腺 がん
	喫煙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>A</b>	•		•
	受動喫煙		•			•	•	•	•	•	<b>A</b>	•	•	_
が	飲酒	•		•	男〇女	•	•	•	•	•	閉経前 〇 閉経後		•	•
んの	食塩	_	_	_	0	1	_	1	_	_	_	_	1	-
	肉	•			•	男量女▲				-				•
リス	熱い 飲食物	_	_	_	_	1	_	ī	0	_	_	_	1	-
ク要因	肥満	BMI 男18.5未 満 女30.0 以上	•	•	•	0	0	0	•	男▲女■	閉経前 ▲ 閉経後	•	<b>A</b>	•
	感染症	_	肺結核	HBV HCV	H.ピロリ EBV	П	-	1	_	_	_	HPV16,18 HPV33,52, 58/カラミ ジア	I	-
が	運動	•		_	_	0	0		_	_	0			
んの	野菜	•			<b>A</b>				0					
	果物		<b>A</b>		<b>A</b>				0					
予防要因	緑茶		-		男量女▲	1	-	-	-	-				
因	コーヒー	_	_	0	_	•	男量女▲		_	-	-		<b>A</b>	•

#### 【参照元】

がんのリスク・予防要因 評価一覧 (Ver20230821) 国立がん予防・検診研究センターを改編

https://epi.ncc.go.jp/cgi-bin/cms/public/index.cgi/nccepi/can\_prev/outcome/index

【参考資料】

がんを防ぐための新12か条

https://www.fpcr.or.jp/data\_files/view/75/mode:inline

## 第3章

## 第4期特定健康診査等実施計画

## 第3章 第4期特定健康診査等実施計画

#### 1. 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査(※1)及び特定保健指導(※2)の対象となる生活習慣病は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものです。

これは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重複した状態では、虚血性心疾患、 脳血管疾患等の発症リスクが高くなるというメタボリックシンドロームの概念に基づくものです。

特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群の方に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能になります。

#### 2. 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

文京区では、対象者に受診券を発行し、特定健康診査を区内の地区医師会に委託し、6 月から翌年 1月までの間に無料で実施しています。

特定健康診査の受診率の向上に向け、未受診者を対象にハガキによる受診勧奨を行っています。

特定健康診査の結果、一定の基準(次頁の表参照)により、生活習慣改善の必要のある方に対して、 生活習慣病発症のリスクに応じて特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)を実施しています。特 定保健指導は、業務委託により、医師や保健師、管理栄養士(以下「医師等」という。)が、生活習慣 病発症のリスクに応じた指導を保健衛生部保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所での 対面実施や、ICTによる遠隔(オンライン)面談を無料で実施しています。

また、特定健康診査の結果、医療機関への受診勧奨判定値を超えており、服薬を行っていない未治療者に対しては、医療機関への受診勧奨を行っています。

特定保健指導の実施率の向上に向け、未利用者を対象に封書・電話等による利用勧奨を行っています。

- (※1) 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの。
- (※2) 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするもの。

「高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ 有効な実施を図るための基本的な指針 はり

#### 特定保健指導対象者の選定基準表

昨田 /	追加リスク		対象			
腹囲/ BMI(肥満指数)	①血糖高値 ②脂質異常 ③血圧高値	④喫煙歴	40~64 歳	65~74 歳		
田州·OC am N. L	2つ以上該当		積極的支援			
男性:85 cm以上 女性:90 cm以上	1つ該当	あり	(※1)	動機付け支援		
文任.90 UII以上		なし		(※2)		
上記以外で	3つ以上該当		積極的支援			
BMI (※3) が	2つ該当	あり	(※1)	動機付け支援		
25kg/㎡以上	2 7該ヨ	なし		(※2)		
	1つ該当					

- ①血糖高値(100 mg/dl以上又は HbA1c5.6%以上(NGSP 値))
- ②脂質異常(中性脂肪 150 mg/dl以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl未満)

(やむを得ない場合は随時中性脂肪 175mg/d1 以上)

③血圧高値(収縮期血圧:130 mm Hg 以上又は拡張期血圧:85 mm Hg 以上)

なお、生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病)に係る薬剤の服薬をしている場合は、対象外となっています。

※「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」より作成

#### (※1) 積極的支援

医師等との面談をとおして、対象者本人が、自分の生活習慣の改善点を認識し、目標を設定して行動に移すことができるように、3 か月以上にわたり電話や手紙などで継続的に支援をする保健指導をさします。

#### (※2) 動機付け支援

医師等との面談(原則として 1 回)をとおして、対象者本人が、自分の生活習慣の改善点を認識し、目標を設定して行動に移すことができるように支援をする保健指導をさします。

注)積極的支援及び動機付け支援のいずれも初回面談から3ヶ月以上経過後に、行動変容の状況等の行動計画の 実績評価を実施し、完了となります。

#### (%3) BMI

肥満度を測るための指標。「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出されます。

## ● 特定健診・特定保健指導実施結果総括表

	特定健診·特定保健拍等表心和未能拍衣 <sub>項目</sub>	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全体	的事項						
1	特定健康診査対象者数(人)	25,999	24,945	24,399	24,189	23,489	22,024
2	特定健康診査受診者数(人)	11,808	11,186	10,944	9,628	10,104	9,578
3	健診受診率(%)	45.4	44.8	44.9	39.8	43.0	43.5
4	評価対象者数(人)	11,815	11,198	10,960	9,635	10,117	9,585
内臓	脂肪症候群に関する事項						
5	内臓脂肪症候群該当者数(人)	1,847	1,762	1,724	1,660	1,657	1,579
6	内臓脂肪症候群該当者割合(%)	15.6	15.7	15.7	17.2	16.4	16.5
7	内臓脂肪症候群予備群者数(人)	1,107	1,126	1,089	956	980	939
8	内臓脂肪症候群予備群者割合(%)	9.4	10.1	9.9	9.9	9.7	9.8
服薬	中の者に関する事項						
9	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数(人)	3,531	3,315	3,212	3,013	3,040	2,901
10	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合(%)	29.9	29.6	29.3	31.3	30.0	30.3
11	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数(人)	2,610	2,549	2,516	2,430	2,482	2,431
12	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合(%)	22.1	22.8	23.0	25.2	24.5	25.4
13	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数(人)	804	734	718	700	690	660
14	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合(%)	6.8	6.6	6.6	7.3	6.8	6.9
内臓	脂肪症候群該当者の減少率に関する事項						
15	昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数(人)	1,625	1,582	1,553	1,542	1,424	1,379
16	15のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数(人)	174	184	165	138	135	140
17	15のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合(%)	10.7	11.6	10.6	8.9	9.5	10.2
	15のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数(人)	186	179	179		169	160
-	15のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合(%)	11.4	11.3	11.5		11.9	11.6
-	内臓脂肪症候群該当者の減少率(%)	22.2	22.9	22.2	19.6	21.3	21.8
_	脂肪症候群予備群の減少率に関する事項				2010		
_	昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数(人)	956	960	1,000	956	835	832
	21のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数(人)	221	207	220		164	185
-	21のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合(%)	23.1	21.6	22.0	19.6	19.6	22.2
_	指導対象者の減少率に関する事項	20.1	21.0	22.0	13.0	13.0	22.2
-	昨年度の特定保健指導の対象者数(人)	1,065	1,092	1,089	993	839	878
-	24のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数(人)	197	223	230		173	195
_	特定保健指導対象者の減少率(%)	18.5	20.4	21.1	17.2	20.6	22.2
_	昨年度の特定保健指導の利用者数(人)	203	221	209	107	142	128
	27のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数(人)	50	52	67	29	35	40
-	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(%)	24.6	23.5	32.1		24.6	31.3
	保健指導に関する事項	24.0	20.0	32.1	27.1	24.0	31.3
	特定保健指導(積極的支援レベル)の対象者数(人)	338	326	286	235	276	250
-	特定保健指導(積極的支援レベル)の対象者の割合(%)	2.9	2.9	2.6			2.6
_	服薬中のため特定保健指導(積極的支援レベル)の対象者から除外した者の数(人)	446	433	433		418	424
_	特定保健指導(積極的支援)の利用者数(人)	62	40	25	31	29	18
	特定保健指導(動機付け支援相当)の利用者数(人)	0	0	0			0
-	特定保健指導(モデル実施)の利用者数(人)	0	0	0			0
_	特定保健指導(積極的支援レベル)の利用者の割合(%)	18.3	12.3	8.7	13.2		7.2
	特定保健指導(積極的支援)の終了者数(人)	47	29	38			23
	特定保健指導(動機付け支援相当)の終了者数(人)	0	0	0	0		0
_	特定保健指導(モデル実施)の終了者数(人)	0	0	0			0
-	特定保健指導(積極的支援レベル)の終了者の割合(%)	13.9	8.9	13.3			9.2
-	特定保健指導(動機付け支援レベル)の対象者数(人)	897	868	823			699
	特定保健指導(動機付け支援レベル)の対象者の割合(%)	7.6	7.8	7.5			7.3
	 	1,757	1,765				1,556
_			1,765	92	1,090	1,043	1,556
	特定保健指導(動機付け支援)の利用者数(人) 特定保健指導(動機付け支援)の利用者数(人)	185 20.6		11.2			
_	特定保健指導(動機付け支援レベル)の利用者の割合(%)		20.4		16.8		14.4
-	特定保健指導(動機付け支援)の終了者数(人)	161	242	99			115
-	特定保健指導(動機付け支援)の終了者の割合(%)	17.9	27.9	12.0		13.5	16.5
_	特定保健指導の対象者数(小計)(人)	1,235					949
_	特定保健指導の終了者数(小計)(人)	208	271	137			138
50	特定保健指導の終了者(小計)の割合(%)	16.8	22.7	12.4	14.6	11.9	14.5

#### 3. 達成しようとする目標

#### 3-1.目標の設定

本計画の実施により、特定健康診査受診率 47.8%、特定保健指導実施率 19.2%を令和 11 年度までに達成することを目標とします。

#### 3-2.特定健康診査及び特定保健指導の目標値

厚生労働省が策定した特定健康診査等基本指針に掲げる目標を踏まえ、文京区国民健康保険における目標値を設定します。

#### (1) 特定健康診査の目標値

本計画の中間見直し年度までに過去 10 年間の最高値である 45.4%を達成することを目指すとともに、 当該増加率を維持することとし、令和 6 年度から令和 11 年度までの特定健康診査受診率の目標値を 下表のとおり設定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診率 (目標値)	43.8%	44.6%	45.4%	46.2%	47.0%	47.8%
対象者数 (推計)	20,873 人	20,124人	19,368 人	18,727人	18,087人	17,454 人
受診予定者数 (推計)	9,142人	8,975人	8,793 人	8,652人	8,501人	8,343 人

なお、対象者数については、過去 5 年間における国民健康保険加入被保険者数の伸び率を参考に推計しています。また、受診予定者数については、対象者数に対し受診率の目標値を乗じて算出しました。

#### (2) 特定保健指導の目標値

本計画の最終年度までに過去 10 年間の最高値である 19.2%\*の達成を目指し、令和 6 年度から令和 11 年度までの特定保健指導実施率の目標値を下表のとおり設定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施率 (目標値)	15.2%	16.0%	16.8%	17.6%	18.4%	19.2%
対象者数 (推計)	1,031人	1,013人	994 人	979 人	962人	947人
実施予定者数 (推計)	157人	162 人	167人	172 人	177 人	182 人

なお、対象者数については、(1)で算出した各年度の特定健康診査受診予定者数に、令和3年度特定健診・特定保健指導実施結果総括表の特定保健指導の終了者の割合を乗じて算出しています。 また、実施予定者数については、対象者数に対し実施率の目標値を乗じて算出しました。

<sup>\*</sup>集計方法が異なる平成30年度を除く。

#### 4. 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

#### 4-1. 特定健康診査

(1) 実施場所

文京区内の医療機関で実施します。なお、必要に応じ区外医療機関についても実施場所としています。

(2) 実施項目

実施項目は医師会と協議し、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム(令和 6 年度版)」(令和 5 年 10 月 3 日 厚生労働省健康局)及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第 4 版)」(令和 5 年 3 月 厚生労働省保険局)に記載されている健診項目とします。

なお、健診項目の有用性・必要性に関する厚生労働省の検証結果等を踏まえ、計画期間中において健診項目に見直しの必要が生じた場合は、医師会と協議の上、見直しを検討します。

#### ア 基本的な項目

- ア) 質問項目
- イ) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))
- ウ) 理学的所見(身体診察)
- エ) 血圧測定
- オ) 脂質検査 (空腹時中性脂肪 (やむを得ない場合には随時中性脂肪 (空腹時 (絶食 1 0 時間以上) 以外に採血を行う場合は、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除く。) により 脂質検査を行うことを可とする。)、HDL コレステロール、LDL コレステロール (※ 1))
- カ) 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))
- キ) 血糖検査(空腹時血糖(随時血糖)、HbA1c(※2))
- ク) 尿検査(尿糖、尿蛋白)
- (※1)「標準的な健診・保健指導プログラム」では、「中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール 又は Non-HDL コレステロール」とされていますが、上記 3 項目で実施することとしました。
- (※2)「標準的な健診・保健指導プログラム」では、「空腹時血糖又は HbA1c 検査、やむを得ない場合には随時血糖」とされていますが、血糖と HbA1c の両方を実施することとしました。

#### イ 詳細な健診の項目

一定の基準の下、医師が必要と判断した場合に選択的に実施します。

- ア) 心電図検査
- イ) 眼底検査
- ウ) 貧血検査
- エ) 血清クレアチニン検査

また、文京区の一般施策として、医師が必要と判断した場合は、上記の基準に満たなくても、ア) ~エ) を実施し、さらに、胸部 X 線検査及び血清尿酸検査を実施します。

(3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、一定の受診期間を指定(6月から翌年1月)して実施します。

(4) 委託の有無

医師会への委託により実施します。

(5) 受診方法

指定された期間内に受診券等の必要書類等を持参の上、区内医療機関等指定された場所で受診します。 原則として、受診に係る本人負担は無料とします。

#### (6) 周知·案内方法

ア 特定健康診査の実施

個人ごとに受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知するとともに、区報及び区ホームページに加え、 「国保だより」等に掲載の上、周知を図ります。

また、各種チラシ及びポスター等で健診の必要性等について意識啓発を図るとともに、関係団体に周知等について協力依頼を行います。

さらに、区が実施する健康関連のイベント等の機会を活用し、周知・啓発を行っていきます。

#### イ 受診勧奨

受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行います。 勧奨に当たっては、より効果的に受診を促せるよう、方法・内容に工夫を凝らしていきます。

#### ウ特定健康診査結果

特定健康診査結果については、健診機関より受診者本人に直接伝えます。また、結果と合わせて、生活習慣やその改善に関する基本的な情報の提供を行います。

#### (7) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

特定健康診査の対象となる被保険者で、事業主健診、人間ドック等他の健診を受診した方については、その健診内容のうち特定健康診査の実施項目と重複する部分について医療保険者での実施が不要となります。

このため、事業主健診、人間ドック等他の健診を受診した場合には、受診結果を書面で提出してもらう旨の 案内を受診券送付時に同封するなどの方法により、受診結果の収集に努めていきます。

#### (8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医師会が、国の定める電子的標準様式により、 東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)へ提出します。

なお、事業主健診等他の健診を受診した方から収集した特定健康診査の結果データについては、文京区が 国の定める電子的標準様式により、国保連にデータを提出します。

特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。

#### (9) 年間スケジュール

別紙「年間スケジュール」のとおり

#### 4-2.特定保健指導

#### (1) 実施場所

保健衛生部保健サービスセンター又は特定保健指導業務受託機関の提供する場所や希望者に対して ICT による遠隔(オンライン)面談等で実施します。

#### (2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載されている内容に準拠します。

特定保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者とともに考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行うことです。

なお、特定保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「動機付け支援」、「積極的支援」に 区分されますが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要があります。 また、特定保健指導の実施に当たっては、医師、保健師、管理栄養士等が中心となって、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施します。

#### (3) 実施時期

特定保健指導は、年間を通して実施します。

なお、特定保健指導の利用を促進するため、夜間・土日にも実施します。

#### (4) 委託の有無

特定保健指導は、原則として特定保健指導業務受託機関への委託により行います。

#### (5) 利用方法

原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とします。

特定保健指導の対象者ごとに利用案内を送付します。対象者は、電話等にて申し込み、指定された日時・場所で利用します。

#### (6) 周知·利用勧奨

ア 周知 (個別の通知以外)

区報、区ホームページ、「国保だより」等に掲載し、周知を図ります。

また、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等について意識啓発を図るとともに、関係団体に周知等について協力依頼を行います。

さらに、区が実施する健康関連のイベント等の機会を活用し、周知・啓発を行います。

#### イ 利用勧奨

利用案内送付後、一定の期間が経過した時点で利用の申込みがない方に対して利用勧奨を行います。 勧奨に当たっては、可能な限り対象者を初回面談につなげられるよう、方法・内容に工夫を凝らしていきます。 また、初回面談からプログラム終了までの間、電話や手紙等により利用者のフォローをきめ細かく行い、利用の継続を促していきます。

#### (7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導のデータは、原則として特定保健指導実施機関が国の定める電子的標準様式により作成後、文京区から国保連へデータを提出します。

特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。

#### (8) 年間スケジュール

別紙「年間スケジュール」のとおり

#### 5. その他

特定健康診査の実施に当たっては、区で実施する各種がん検診等との同時実施等、区民の利便性を考慮しながら実施します。

## 参考 年間スケジュール

	前 年 度		年 間 ス 当 年		<b>ジ</b> ュ	ール			翌 4	年 度	
	HI 千 及	健診機関との契約				健診データ 受取・費用 済(最終	タの 特別 引決	2保健		随時)	
4月		保健指導機関との	契約 健診対象者の抽出	対象者の抽出			)月(取称				データの受取 f(随時・例月)
5月							,	,			
6月		特定健診の開始 (受診勧奨期間:6月	受診券の発行・送付 目~10月)	4				(特定	↓ ↓ ↓ 【保健打	旨導終了)	
	実施内容検討・費用の積算		受診勧奨(随時) 健診データの受取 費用決済(随時・例								
8月											
9月	予算要求事務			保健指 案内の	導対象者 送付(随	ずの抽出 時・例月)					
10月			特定保健指導		<b>導利用</b> 額	カ奨(随時)					
11月						導データの受取 斉(随時・例月)	実施率等、支払基金へ	への報告	の算出		
12月									美	ミ施実績の分析 ミ託先機関の見	, 、実施方法、 .直し等
1月	予算内示 契約手続き		,						_		
2月	健診・保健指導 実施 スケジュール 作成	(特定健診の終了)									
3月	契約準備										

## 第4章

## 計画の進行管理等について

## 第4章 計画の進行管理等について

#### 1. 計画の評価・見直し

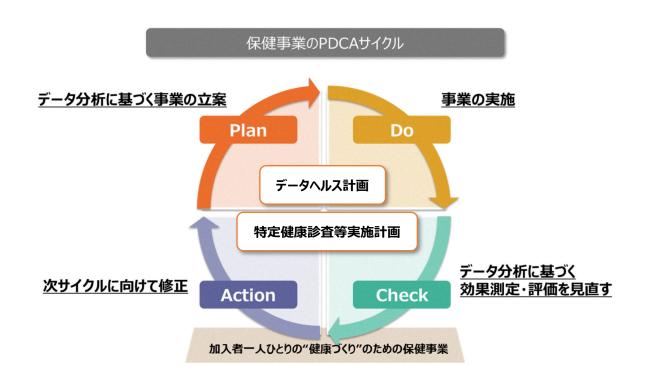
データヘルス計画では、健康・医療情報を有効活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施が求められています。

これまでの保健事業の振返りや、健康・医療情報である特定健康診査の結果やレセプトデータ等を分析することで現状の課題を明らかにし、課題に応じた事業を計画(PLAN)し、計画に沿った事業を実施 (DO)します。評価(CHECK)に当たっては、評価指標に沿って、実施した事業の効果を把握します。

また、評価した結果に基づいて事業の改善(ACTION)を図っていきます。特定健康診査等実施計画についても同様の考え方とし、PDCA サイクルに沿って事業の改善を図ります。

個別の保健事業の評価は、年度ごとに行うこととし、第2章「2 保健事業の内容及び評価指標」に示した事業ごとの指標に基づき、必要に応じて KDB データ等の健康・医療情報を活用しながら、可能な限り定量的に行い、その効果や目標の達成状況を確認します。

計画期間の中間時点及び最終年度には、特定健康診査等実施計画等策定委員会において、外部 有識者の意見を聴取した上で、目標達成状況等を評価し、新たな課題や取り巻く状況の変化も踏まえ、 計画の見直し・次期計画の策定に取り組むこととします。



#### 2. 計画の公表・周知

本計画の周知は、区報及び区ホームページに掲載するとともに、行政情報センター等に配架します。また、関係団体等を通じて、特定健康診査をはじめとする保健事業の目的等の周知を図ります。

#### 3. 個人情報の取扱い及び守秘義務規定の遵守

特定健康診査結果、レセプトその他の個人の健康・医療情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人の権利利益を保護するため、適正な取扱いが確保されるよう措置を講じます。

また、特定健康診査、特定保健指導その他保健事業を受託した事業者についても、同様の取扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

さらに、個人情報の管理(書類の紛失・盗難等)にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知を図ります。

#### 4. 地域包括ケアに係る取組

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、保険者として取り組みます。

必要に応じて KDB データなどを活用することで、ハイリスク群・予備群等のターゲット層を性年齢階層別等に着目して抽出し、関係者と共有するほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえ、各種保健事業について介護予防事業との連携を図っていきます。

## 参考資料

## 参考1 文京区特定健康診査等実施計画等検討協議会 委員名簿

	区分	団体名等	氏名 (敬称略)	
1	東京大学未来ビジョン研究センター 1 データヘルス研究ユニット 特任教授 学識経験者		古井 祐司	
2		東京大学未来ビジョン研究センター データヘルス研究ユニット 特任研究員		中尾杏子
3		小石川医師会	加藤 裕昭	
4	保健·医療関係者	文京区医師会	山﨑 瑞樹	
5	東京都看護協会		佐川 きよみ	
6		東京都国民健康保険団体連合会	柿本 理恵子	
7		文京区町会連合会		諸留和夫
8	関係団体等の構成者	文京区民生委員・児童委員協議会	内野 篤	
9	文京区民生委員・児童委員協議会		大橋 久	
10	青少年健全育成会		井上 充代	
11	被保険者等シルバー人材センター		染谷 正	
12	シルバー人材センター		長井 富子	

### 参考 2 文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会 委員名簿

		所属	氏名		
1	会長	福祉部長	竹越 淳		
2	副会長	保健衛生部長	矢内 真理子		
3	委員	地域包括ケア推進担当部長	鈴木 裕桂		
4	委員	福祉部福祉政策課長	木村 健		
5	委員	福祉部国保年金課長	中島 一浩		
6	委員	福祉部高齢者医療担当課長			
7	委員	福祉部高齢福祉課長	瀬尾 かおり		
8	委員	福祉部地域包括ケア推進担当課長	木内 恵美		
9	委員	福祉部介護保険課長	阿部 英幸		
10	委員	保健衛生部生活衛生課長	熱田 直道		
11	委員	保健衛生部健康推進課長	田口 弘之		
12	委員	保健衛生部保健サービスセンター所長	大塚 仁雄		

#### 参考3 計画内容の検討過程

<u> </u>	四内谷の快的過往	
	日程	主な検討内容等
	委員会 令和5年5月24日(水)	・ 文京区データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について
第1回	部会 令和5年8月22日(火) 協議会 令和5年8月22日(火)	・ 策定スケジュールについて ・ 現行計画の最終評価について・ 次期計画の構成 について
第2回	部会 令和5年10月16日(月) 委員会 令和5年10月19日(木) 協議会 令和5年10月19日(木)	<ul><li>・ 文京区データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画(素案)の検討</li><li>・ 健康・医療情報等分析結果について</li><li>・ 保健事業の内容、評価指標の検討等について</li></ul>
第3回	部会 令和6年1月5日(金) 委員会 令和6年1月9日(火) 協議会 令和6年1月15日(月)	・ 文京区データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画(案)の検討